

（仮称）第 2 期
甲府市スポーツ推進計画（素案）

甲府市
令和 7 年 4 月 1 4 日 現在

はじめに

スポーツ基本法（以下「法」という。）において、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であり、「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」とされています。

また、同法が「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」としているように、市民が生涯にわたり、スポーツを身近に行うことができる環境を整備することが、本市の大きな役割であります。

本市では、平成 26 年 3 月に「甲府市スポーツ推進計画」を策定し、「だれもが いつでも 身近にスポーツに親しむまち」の基本理念のもと、その実現に向け、「子どもの運動機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、環境整備」、「競技力の向上」及び「地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の 4 つの基本方針を掲げ、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組みを進めてまいりました。

この間、平成 27 年には、スポーツ庁が新設され、平成 29 年には、第 2 期スポーツ基本計画を策定、平成 30 年には、日本体育協会から日本スポーツ協会へ名称が変更するなどスポーツに関するパラダイムシフトが生じたほか、人口減少・高齢化の進行、DX 等急速な技術革新、ライフスタイルや価値観の多様化及び学校部活動の地域移行など、スポーツを取り巻く環境は急激に変化し続けています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、心身の健康づくりや日々の生活や社会全体に活力を与えるスポーツの重要性を再認識するきっかけとなりました。

このような社会情勢の変化を受け、スポーツを推進する意義や目的は、これまでの健康づくりや競技力向上の枠を超え、人の暮らしをより豊かにし、地域コミュニティの形成や共生社会の実現に寄与するものとして考えられるようになってきています。

こうした中、国が策定した「第 3 期スポーツ基本計画（令和 4 年 3 月策定）」では、スポーツは、「する」、「みる」、「ささえる」という様々な形での「自発的」な参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持つものとして捉え、これを実現するためには、「つくる/はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の 3 つの視点が必要だとしています。

また、山梨県が策定した「山梨県スポーツ推進計画（令和 6 年 3 月策定）」では、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる豊かなやまなしをつくる」とした基本理念のもと「する」、「みる」、「ささえる」スポーツを推進することで、「スポーツにより誰もが健康で生き生きと暮らせる生活と豊かな地域経済が実現している社会」を目指すとしています。

こうした国や山梨県の計画を参酌し、本市では、スポーツが市民の QOL（クオリティ・オブ・ライフ）や well-being（ウェルビーイング）を向上させる手段として捉え、スポーツを通じた市民生活の向上、共生社会の実現、地域の活性化に向けた取組みを推進するとともに、市民の運動機会を確保するため、スポーツ施設の整備や、多様な主体との連携を通じた環境整備に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様やスポーツ関係団体の皆様、そして、活発なご議論をしていただきました甲府市スポーツ推進審議会委員の皆様方に心より感謝申し上げます。

令和 7 年 7 月

甲府市教育委員会

目次

はじめに.....	2
第1章 スポーツ推進計画策定の考え方	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の実現に向けた連携・協働体制.....	2
第2章 スポーツを取巻く現状と課題.....	3
1. 国の方向性	3
子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組について	4
2. 山梨県の方向性.....	5
基本方針Ⅰ 子どものスポーツ機会の充実	5
基本方針Ⅱ 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着	5
基本方針Ⅲ スポーツによる共生社会の実現	5
基本方針Ⅳ 自らの可能性に挑戦する選手への支援	5
基本方針Ⅴ スポーツによる経済の好循環	5
3. 本市の状況	6
(1) 人口推移	6
(2) コロナ禍を踏まえた対応	6
(3) 市民ニーズの多様化	6
(4) 部活動の地域移行	6
(5) スポーツ・インテグリティの確保	7
(6) SDGs の推進	7
(7) トップスポーツクラブの活躍.....	7
(8) KOFU NEXT ACTION	7
(9) 全国レベルのスポーツ大会等の開催	8
(10) 健康都市宣言（健康都市こうふ基本構想）	8
(11) 生涯学習都市宣言（生涯学習ビジョン）	8
(12) スポーツ施設の再整備	9
4. これまでの取組み	10
基本目標 1 子どもの運動機会の充実（24 事業）	10
基本目標 2-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進（35 事業）	10
基本目標 2-2 環境整備（10 事業）	11
基本目標 3 競技力の向上（6 事業）	11
基本目標 4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり（11 事業）	11
5. 市民意識	12
第3章 本計画の基本的な考え方	14
1. スポーツの定義.....	14
2. 基本理念	14
3. 基本方針	15

4. 計画推進の全体像	16
第4章 スポーツ推進方針	17
基本方針1 子ども運動機会の充実	17
(1) 子ども運動遊びの推進	17
(2) 子どもスポーツ活動の推進	20
(3) 地域クラブ活動の推進	23
基本方針2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	27
(1) 生涯スポーツの推進	27
(2) スポーツ環境の向上	31
(3) スポーツによる共生社会の実現	34
基本方針3 スポーツによる地域の活性化	38
(1) スポーツを通じた産業振興	38
(2) 地域スポーツの活性化	40
基本方針4 スポーツ施設の再配置	42
(1) 対象施設	42
(2) 取組方策（公共施設等マネジメントの推進）	44
第5章 計画の推進体制	46
1. 推進体制	46
(1) 市の役割	46
(2) 甲府市スポーツ協会の役割	46
(3) スポーツ推進委員の役割	46
(4) 総合型地域スポーツクラブの役割	46
(5) 取組方策	47

第1章 スポーツ推進計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

甲府市（以下、「本市」という。）では、平成26年3月に「甲府市スポーツ推進計画」を策定し、「だれもがいつでも身近にスポーツに親しむまち」の基本理念のもと「子どもの運動機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、環境整備」、「競技力の向上」及び「地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の4つの基本目標を掲げ、「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

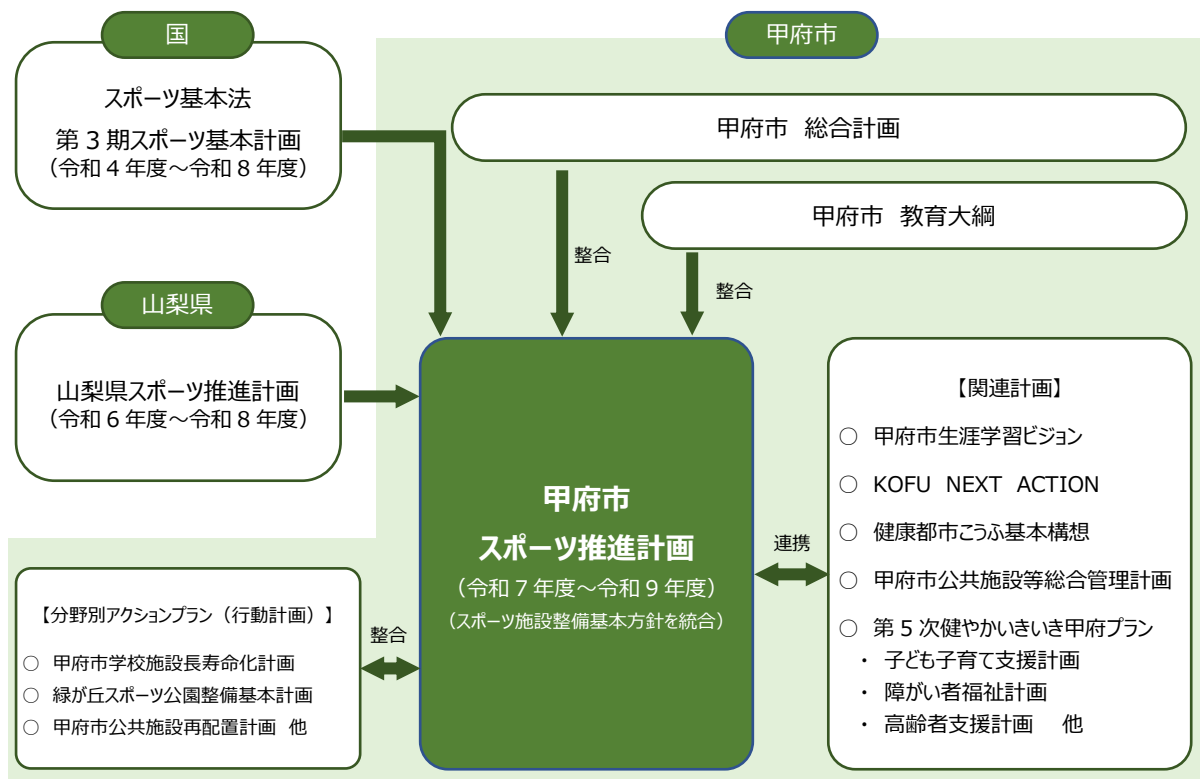
本計画は、これまでの取組みを基本に据えつつ、国の「第3期スポーツ基本計画」や「山梨県スポーツ推進計画」を参酌して、スポーツを取巻く環境の変化に対応しながら、本市が目指す生涯スポーツ社会の実現に向けた方向性を明らかにすることを目的に策定するものです。

また、本計画の策定に合わせ、これまで別に策定していた「甲府市スポーツ施設整備基本方針（平成30（2018）年3月策定）（以下「整備基本方針」という。）」を本計画に統合するものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（第10条第1項）に規定されている「地方スポーツ推進計画」であり、「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形態での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることのできる「元気 city こうふ」を実現するために、本市が取り組むスポーツ施策の方向性を明らかにするものです。

また、最上位計画である「甲府市総合計画」及び「甲府市教育大綱」のもと、「健康都市こうふ基本構想」、「甲府市生涯学習ビジョン」、「KOFU NEXT ACTION」、「甲府市公共施設等総合管理計画」、「第5次健やかいきいき甲府プラン（子ども子育て支援計画、障がい者福祉計画、高齢者支援計画）」等の関連計画との整合を図り、連携するものとします。



3. 計画期間

本計画は、国スポーツ基本計画及び山梨県スポーツ推進計画の計画期間が令和8年度までを計画期間としていることを踏まえ、令和9年度までの3年間を計画期間とします。

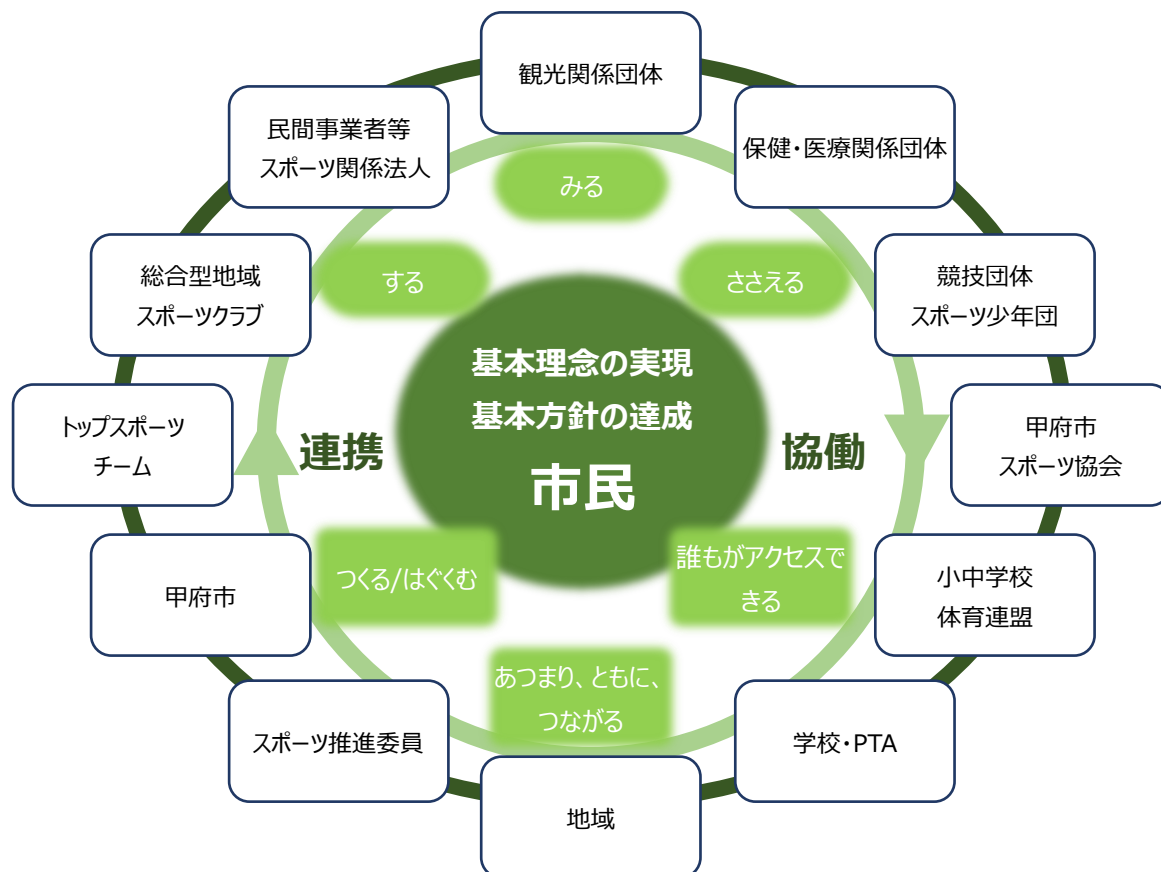
なお、本計画は、計画期間中においても今後の国や県の動向等を踏まえながら、随時見直すものとします。



4. 計画の実現に向けた連携・協働体制

第3期スポーツ基本計画では、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現するためには、「つくる/はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点が必要だとしています。

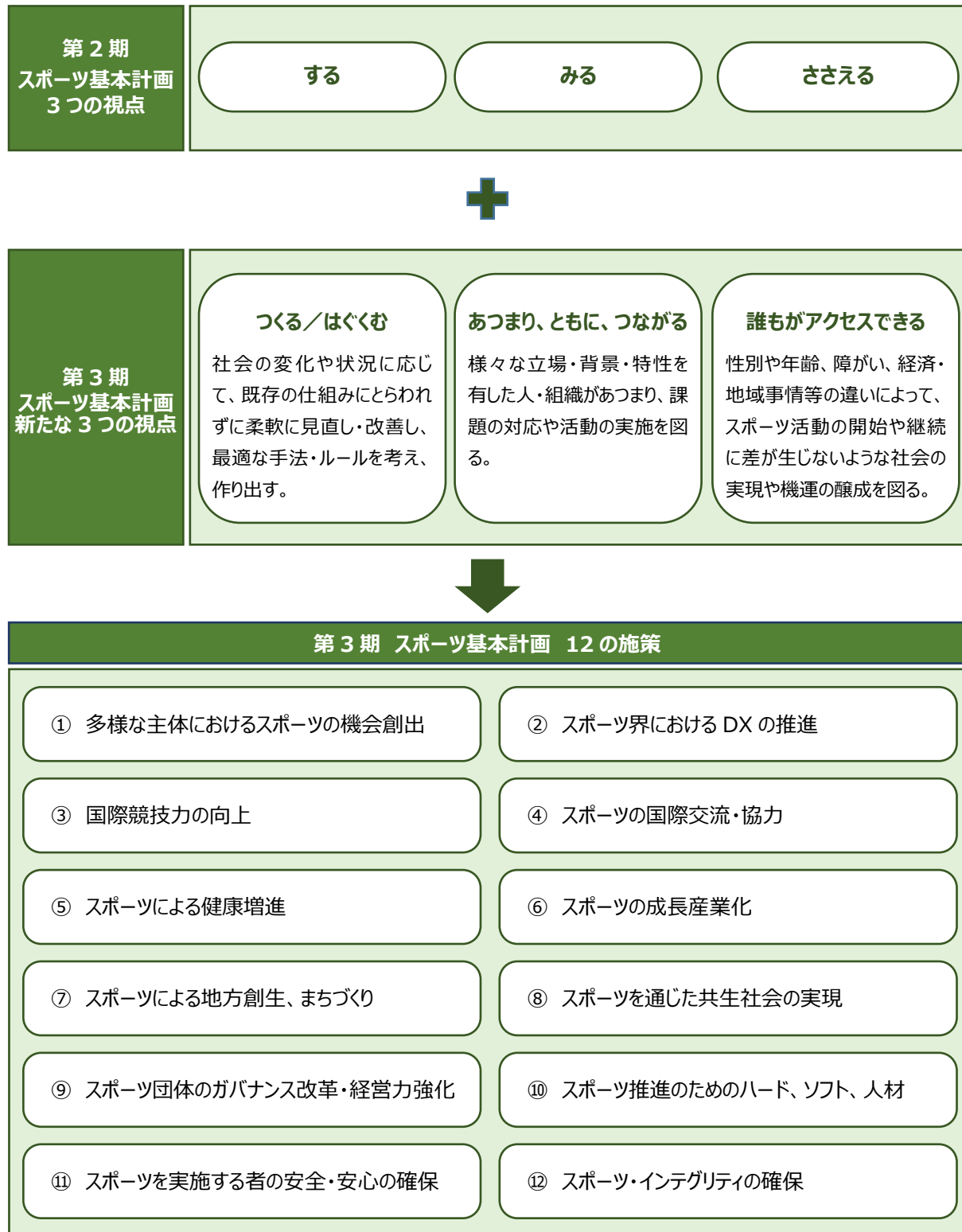
本計画で定める基本理念の実現と基本方針の達成に向け、上記の視点を踏まえる中で、市民の皆様をはじめ、スポーツ協会やスポーツ推進委員、学校、民間企業、関係団体等の多様な主体との連携・協働により、計画の実現を目指します。



第2章 スポーツを取巻く現状と課題

1. 国の方向性

令和4（2022）年3月に国が策定した「第3期スポーツ基本計画」では、令和8（2026）年度までの5年間を計画期間において、スポーツの価値を高めるため、「新たな3つの視点」から、第2期スポーツ基本計画で掲げている「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すとしています。



子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組について

スポーツ庁では、子どもから大人まで手軽に取り組むことができるよう、次の運動・スポーツの動画を配信し、運動を行うきっかけをつくるとともに、継続的に運動を行う習慣づくりを促進しています。

◇ **スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222.htm

◇ **子どもの運動習慣形成と体力向上に向けた今後の取組み 授業以外の体力向上に関する取組事例**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1368222_00004.htm

◇ **室伏長官考案・実演する「紙風船エクササイズ」動画**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/jsa_00073.html

◇ **「子供の体力向上企画」～体カテスト編～室伏長官による「力を引き出す」ウォーミングアップ動画**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1371915_00001.htm

◇ **室伏長官が考案・実演する身体診断「セルフチェック」動画**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/jsa_00040.html

◇ **（参考）アクティブチャイルドプログラム（幼児向け）**

<https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp/index.html>

◇ **子供の運動あそび応援サイト**

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/detail/jsa_00012.html

2. 山梨県の方向性

山梨県は、令和6年3月に「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる豊かなやまなしをつくる～「する」「みる」「ささえる」スポーツのさらなる推進！」を基本理念とした「山梨県スポーツ推進計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、次の5つの基本方針のもと13の政策項目を掲げています。

基本理念	
だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる豊かなやまなしをつくる ～「する」「みる」「ささえる」スポーツのさらなる推進！～	

基本方針Ⅰ 子どものスポーツ機会の充実

子どもにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身に付ける重要な要素

⇒ 子どものスポーツへの関心を高め、スポーツに接する機会を充実

政策項目	1 子どもの運動時間の増加と体力の向上
	2 運動部活動改革の推進

基本方針Ⅱ 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着

スポーツは心身の健康の保持・増進に大きな効果があるほか、スポーツを通じた地域活動によりコミュニティの活力向上にも大きく寄与 ⇒ 身近にスポーツを楽しむ習慣の定着を促進

政策項目	1 一人一スポーツの推進
	2 地域スポーツを推進する体制の充実
	3 スポーツにアクセスできる環境の充実

基本方針Ⅲ スポーツによる共生社会の実現

明るく豊かな社会を築くためには、お互いを尊重し、自分らしく活躍できる環境を整えることが必要⇒ 性別、年齢、障がいや疾病の有無、国籍などにかかわらず、様々なスポーツを楽しみ、人と人が交流できる機会の創出を通じ、個性を理解し、互いに支え合う共生社会を実現

政策項目	1 誰もがスポーツに親しめる機会の創出
	2 多様なスポーツに触れる機会の創出

基本方針Ⅳ 自らの可能性に挑戦する選手への支援

県民がスポーツを通じて自らと向き合い、可能性を信じ、持てる力を最大限に伸ばしていくことは、県全体の底上げに大きく寄与 ⇒ アスリートセンタードの視点に立ち、自らの可能性に挑戦する選手を支援

政策項目	1 「次世代」につなぐ戦略的な人材創出
	2 アスリートを支える指導体制の充実
	3 スポーツに専念できる環境の向上

基本方針Ⅴ スポーツによる経済の好循環

県外から多くの参加者や観客が見込めるスポーツイベントの開催などは、地域経済の活性化に大きな効果⇒ 豊かな自然などの本県の強みを生かしながら、スポーツ目的の来訪者を呼び込み、スポーツによる経済の好循環を創出

政策項目	1 スポーツの成長産業化
	2 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催
	3 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成果の継承

3. 本市の状況

(1) 人口推移

本市の人口は、昭和 61（1986）年にピークを迎え、その後減少傾向にあり、令和 6 年 5 月 1 日現在で、184,294 人となっております。

「将来人口推計」によると、本市の人口は、今後も 5 年毎に約 8 千人ずつ減少する見込みであり、年齢 3 階層別の将来人口推計では、特に市税などの歳入の減少要因となる生産年齢人口の減少が見込まれています。

また、山梨県が令和 5 年度に実施した「高齢者福祉基礎調査」の結果をみると、本市の高齢化率は、令和 5 年 4 月 1 日現在で、29.7%となっており、国（29.6%・総務省「人口推計」確定値による）を上回る速さで高齢化が進行していることから、市民の日常におけるスポーツ・運動の普及に努め、健康・福祉の充実と健康寿命の延伸を図ることが必要です。

(2) コロナ禍を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、スポーツ施設利用、大会・イベント開催に関する制限が行われ、テレワーク・外出自粛による運動不足等を背景に、スポーツ実施意欲の低下、体力の低下等心身の健康維持への影響が顕在化したことから、スポーツには、日々の生活や社会に活力を与えるなどの効果を及ぼす重要な価値・効果があることが再認識できたことです。今後は、スポーツ施設等で実施するスポーツばかりではなく、個人が自宅や身近な場所で実施することができる運動もスポーツとして捉えていくことが必要です。

(3) 市民ニーズの多様化

少子高齢化の進展に伴い、市民の働き方や生活様式等のライフスタイルが大きく変化していることに加え、「人生 100 年時代」と言われる中において、既存のライフステージにとらわれない様々な変化が生じているほか、社会全体で AI^{※1} や VR^{※2}・AR^{※3} 等の最新技術が急速に発展しています。

これに伴い、市民のスポーツや運動に対するニーズやデジタル技術を活用した新たなスポーツ（e-sports・AR-sports 等）の取組みが広がりを見せていることから、DX^{※4} 推進の観点から、多様化する市民ニーズに対応した新たなスポーツ実施機会の創出を図っていく必要があります。

また、各スポーツ施設の利用予約、鍵の貸出し業務においても、DX 推進の観点から、利用者の利便性向上に向けたシステムの構築等を検討していくことが必要です。

※1 AI（Artificial Intelligence）：人工知能のこと。知的情報処理をコンピューターで行う技術やシステムを指します。

※2 VR（Virtual Reality）：仮想現実のこと。コンピューターにより創出された仮想的空間を疑似体験するものを指します。

※3 AR（Augmented Reality）：拡張現実のこと。現実世界に仮想世界を重ね合わせて表示する技術を指します。

※4 DX（Digital Transformation）：デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを意味する概念。

(4) 部活動の地域移行

これまでの学校部活動は、生徒がスポーツや文化芸術等を通じて知識や技能などを習得し、学習意欲の向上や責任感・連帯感を涵養すること等、資質・能力の育成に資することを目的に学校教育活動の一環として実施してきましたが、少子化等のあおりを受け、持続可能性の観点から多くの課題を抱えております。

これらの課題解決に向け、学校や地域との連携・協働により、新たな子どもたちのスポーツ活動の場と機会を創出することを目指し、学校部活動の地域移行（地域クラブ化）の更なる推進が必要となっています。

（５）スポーツ・インテグリティの確保

国及び山梨県は、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取組みを進めるとしています。

スポーツにおけるインテグリティは、暴力やハラスメント、差別、ドーピング、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態を指すものであり、本市においてもスポーツ・インテグリティを高めていく必要があります。

（６）SDGsの推進

自治体政策・地方創生において SDGs の推進が重要視されているなか、本市は、「SDGs 推進ビジョン（令和4年3月策定）」に基づいた取組みを進めており、令和6年5月23日には、「先人が築いた遺産を礎につくる未来都市こうふ」をテーマに「SDGs 未来都市」に認定されました。

スポーツは健康づくりや教育、コミュニティ形成など、様々な面で SDGs の達成に寄与するとされていることから、本市としても経済、社会、環境の3側面から見たスポーツ事業の見直し及び施設の再整備や管理運営の効率化を図り、持続可能なスポーツ環境の構築を目指す必要があります。



（７）トップスポーツクラブの活躍

国内のトップスポーツクラブとして、サッカー Jリーグに所属するヴァンフォーレ甲府や山梨クイーンビーズが、本市を拠点に活動しており、トップアスリートの高い技術を間近で見る機会を得ることができます。

トップスポーツクラブの存在は、スポーツを自ら行う「するスポーツ」や会場で試合を観戦する「みるスポーツ」だけでなく、サポーターとしてチームを応援し、ボランティアとしてチームを支援する「ささえるスポーツ」の3つの視点の実現に大きく寄与するものであることから、更なる連携強化が必要です。

（８）KOFU NEXT ACTION

本市が目指す都市像の実現と市民の「希望ある未来」に向けた重点施策とその具体的な取組内容を集約した行政計画である「KOFU NEXT ACTION」では、次の視点からスポーツ環境の整備を進めるとしています。

- ① NEXT ACTION1「こども育むまち」の中で、子育て応援者・子ども応援団体等と連携・協力し、スポーツの体験機会を提供する場（夏休み子ども体験教室、親子運動遊びイベントの開催等）を創出する。
- ② NEXT ACTION2「輝き栄えるまち」の中で、スポーツ・アウトドアを活用した観光振興及びスポーツ・文化合宿等の誘致を図る。
- ③ NEXT ACTION3「健康で安心して暮らせるまち」の中で、緑が丘スポーツ公園を整備し、市民の健康増進・体力づくりに寄与する生涯スポーツの拠点づくりに取り組む。

(9) 全国レベルのスポーツ大会等の開催

2027（令和 9）年には、第 81 回国民スポーツ大会冬季スケート大会競技（ショートトラック・フィギュア）の開催と全国高等学校総合体育大会

（インターハイ）が関東南ブロック（山梨県を含む 4 都県）で開催されることが予定されているほか、2032（令和 14）年には、第 86 回国民スポーツ大会及び第 31 回全国障害者スポーツ大会の山梨県開催が予定されています。

本市を含む山梨県内で全国規模のスポーツ大会が開催されることにより、スポーツの振興はもとより、未来を担う子どもたちに多くの夢や希望を与え、市民の健康増進や共生社会の実現、地域経済の活性化など、明るく豊かな地域づくりに繋がる大会となることが期待されます。



(10) 健康都市宣言（健康都市こうふ基本構想）

本市では、2018（平成 30）年 3 月に、「健康都市こうふ基本構想」を策定し、市民と地域・行政が一体となって健康づくりに取組むことにより、健康寿命の延伸を図りながら活力ある甲府市を創っていくとともに、その方向性を揺るぎないものにするため、2019（令和元）年 9 月 19 日に「健康都市宣言」を制定しました。

基本構想に掲げる、次の「健康づくりの 3 本柱」に従い、「運動（遊び）」を通じた体力づくりの習慣化や、気軽にスポーツに親しむことで、心身の健康づくりにつなげる活動を通じ、“元気 City こうふ”を目指し、甲府市全体の健康づくりを進めていく必要があります。



「人」の健康づくり （一人ひとりが元気に）	体力・運動機能の向上、データを活用した健康の増進、受診率向上などの予防の強化
「地域」の健康づくり （地域社会が元気に）	ふれあい・絆の醸成、健康活動の活発化、地域社会への参画・貢献
「まち」の健康づくり （甲府市が元気に）	健康を育てるまち、健康を守るまち、健康をつなぐまち

(11) 生涯学習都市宣言（生涯学習ビジョン）

本市では、1998（平成 10）年 3 月に、「生涯学習ビジョン」を策定し、「地域がつながり、未来（あした）につなぐ「まなび」の推進」としたテーマのもと、2019（平成 10）年 6 月 12 日に「生涯学習都市宣言」を制定しました。

生涯学習ビジョン（令和 4 年 3 月改定）に掲げる、次の基本目標に従い、先人から引き継いだ「風林火山」への思いをさらに深め合い発展させていくことで、市民の心と体の健康づくりを進めていく必要があります。



風 郷土を知り、郷土を愛する「まなび」
林 家庭教育を充実し、ボランティア活動をつちかう「まなび」
火 地域の活性化と教養を高める「まなび」
山 心身ともに健やかで生きがいの持てる「まなび」

(12) スポーツ施設の再整備

スポーツ施設の安全性・信頼性・快適性が重視される中において、本市のスポーツ施設は、設置から30年以上経過しているものもあり、建物や設備の老朽化が深刻化していることから、早期の再整備が必要です。

再整備にあたっては、各施設・設備の利用状況等を踏まえ、低未利用となっている設備や機能の廃止も検討するほか、パラスポーツへの対応をはじめ、障がいの有無、年齢等に関わらず、すべての市民に利用いただくことができるユニバーサルデザイン、インクルーシブデザインに配慮した再整備を進めていく必要があります。

また、本市が、令和3年2月に「ゼロカーボンシティ」を宣言していることを踏まえ、甲府市地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）に基づいた施設整備とグリーンインフラ^{※1}等、GX^{※2}の観点から再整備を検討する必要があります。

【甲府市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（抜粋）】

- ① 省エネルギー化の徹底（省エネ機器の導入）
- ② 再生可能エネルギー等の最大限導入（再エネへの転換と導入促進、水素エネルギー活用）
- ③ ZEB化の誘導（地域再生エネルギーの地産地消）
- ④ 災害時のエネルギーレジリエンス向上
- ⑤ 再エネ電気調達の標準化

※1 グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある地域づくりを進めることで自然環境の保全、防災・減災及び地域振興の課題解決を図る取組みのこと。

※2 GX（Green Transformation：グリーントランスフォーメーション）とは、カーボンニュートラルや温室効果ガス削減のために取組む活動や変革することを意味する概念。



緑が丘スポーツ公園整備イメージ

4. これまでの取組み

本市では、甲府市スポーツ推進計画（平成26年3月策定）に基づき、同計画の基本理念である「だれもがいつでも身近にスポーツに親しむまち」のもと、「1 子どもの運動機会の充実」、「2 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進、環境整備」、「3 競技力の向上」及び「4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の4つの基本目標の達成に向け、次の取組みを実施してきました。

基本目標1 子どもの運動機会の充実（24事業）

【子ども応援課】

チビッコ広場の設置・管理運営、プレイリーダー研修会、子ども応援フェスタ、子どもクラブ事業、おしろらんど事業、親子運動遊び教室

【子ども保育課】

公立保育園スポーツ体験事業（ヴァンフォーレ甲府サッカー教室、タグラグビー出前授業 他）

【生涯学習課】

こうふドリームキャンパス（甲府大使などを「夢の先生」に迎えたスポーツ授業）

【スポーツ課】

ランクリニック、親子アロハフラダンス教室、運動能力向上教室、未就学児運動能力向上教室、KOTOMIC～ジュニアダンス教室、山梨学院大学連携事業ジュニア教室（ゴルフ・ラグビー・空手・レスリング・柔道・ホッケー・テニス・バレー）、ラージボール卓球教室、子どもサッカー教室、ジュニアバスケットボールクリニック、障がい児バスケットボール教室、ポッチャカップ甲府大会、バスケ教室【3x3】、スケートボード教室、学校部活動の地域移行

【民間連携】

民間連携野球教室（読売巨人軍、甲府南ロータリークラブ）、子どもスポーツ教室（スクラム甲府）

基本目標2-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の促進（35事業）

【国際交流課】

植松杯 甲府市・フランス卓球連盟交流記念卓球大会

【福祉部総務課】

高齢者スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会

【健康政策課】

こうふ健康アプリの活用

【生涯学習課】

やまなしステージアートプロジェクト（ストリートダンス、バレエ、フラダンス 他）、体幹トレーニング教室、甲府市まなび奨励ポイント制度の活用、リラックスヨガ

【スポーツ課】

ズンバ教室、ゆがみ治して体スッキリ教室、ヨガ教室、いきいき健康プログラム、初級・中級ゴルフ教室、太極拳教室、なぎなた教室、初心者弓道教室、健康づくりヘルスアップ教室、市民ふれあいウォーキング、いきいきねんりんピック輪投げ大会、甲斐サミット輪投げ大会、ワンバウンドふらば～るバレーボール大会、甲府市巡回ふれあいスポーツ広場、体力・運動能力調査、初心者ヨガ教室、ナイターテニス教室、健康・元気アッププログラム、大人のサッカースキルアップ教室、緑が丘スポーツフェスティバル・「チャレンジスポーツ in 緑が丘」、新春市民グラウンドゴルフ初打ち大会、スポーツ少年団活動、種目団体関係事業、パラスポーツパーク、障がい者ポッチャ教室、アーバンスポーツ教室

基本目標 2-2 環境整備（10 事業）

- 緑が丘スポーツ公園の再整備
- スポーツ用具貸出
- スポーツ広場開放・維持管理（緑が丘、青葉・東下条・中道、青沼テニスコート）
- 古関・梯スポーツ広場の廃止
- 学校跡地開放・維持管理（穴切、相生、富士川、上九）
- 学校施設開放・維持管理（市立小中学校、甲府商業高校、甲府商科専門学校）
- 夜間照明施設の LED 化
- 学校屋外トイレの洋式化
- 防球ネット改修
- ちよいトレ器具設置

基本目標 3 競技力の向上（6 事業）

- 市民体育大会(夏季・冬季)
- スポーツ少年団育成事業（指導者講習会、スタートコーチ養成講習会、母集団講習会、部会大会）
- スポーツ少年団交流会
- 選手強化（競技力向上）対策事業
- 種目別強化選手練習会(32 団体)
- 甲府市代表選手等補助金の交付

基本目標 4 地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり（11 事業）

【スポーツ課】

- 甲府市ライフスポーツ市民大会
- 地区運動会
- 市民スポーツ祭地区予選
- ライフスポーツ推進事業
- 市民スポーツ祭ブロック大会
- 国民スポーツ大会関東ブロック大会
- プロスポーツチーム（ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズ）との連携
（甲府市サンクスデー、AFC アジアチャンピオンズリーグ無料招待等）

【歴史文化財課】

- 歴史散策ウォーキング

【観光課】

- 甲府市誘客促進事業補助金(合宿誘致) 他

【民間連携】

武田の杜トレイルランニング、昇仙峡アクティビティ（アウトドアサウナ、マウンテンバイク、トレッキング、能泉湖カヌー、クリーンアップハイク体験）

5. 市民意識

本計画の策定にあたり、健康やスポーツに関する市民の意識や意見を把握することを目的に「市民意識実態調査アンケート」を令和 6 年 3 月に実施しました。

調査は、住民基本台帳より、無作為に抽出した 18 歳以上 80 歳未満の市民 2,000 人を対象に行い、うち、734 人の方に回答いただきました。（回答率：36.7%）

※ アンケート結果の詳細は、第 6 章 資料編の○ページを参照

項目	結果分析	今後の取組み
健康・体力	○ 約 8 割～9 割の市民が、自身の健康や体力に注意を払っており、健康面・体力面ともに不安を感じていないと回答している。 ○ 約 9 割近くの市民が運動不足を感じているが、このうち、実際に運動・スポーツを行うことができている市民は 7 割程度。 ○ 運動・スポーツを実施していない約 6 割の方は、忙しい・機会がない等の理由であった。 ○ 地域の運動・スポーツ活動へ参加したことが無い方が全体の 8 割を占める。 ○ 運動・スポーツに関する情報収集手段はインターネットが一番多く、全体の約 2 割以上を占める。	⇒ 市民のスポーツ機会を拡充するため、市が実施するスポーツ教室や地域活動への参加の更なる周知が必要。 ⇒ 県や民間事業者が実施するスポーツイベントやスポーツ教室等の情報を集約し、情報発信していくことが必要。 ⇒ スポーツ施設の利用状況等の情報発信が必要。 ⇒ インターネットを介した情報発信が必要。 ⇒ 会社勤めの方が、仕事終わりに参加できる時間帯でのイベント実施又は民間連携を検討。
運動・スポーツの実施状況	○ 運動・スポーツを実施している方のうち、週に 1 日以上実施している方は全体の 9 割を占め、概ね 2 時間未満の軽運動を実施している。 ○ 運動・スポーツを実施している方のうち、約 7 割は、ひとり又は家族で実施しておりクラブやサークルで活動している方は全体の 4 %程度。 ○ 今後始めたい運動、スポーツでは、フィットネスジム等での運動、ハイキング等が最も多く全体の約 3 割で、野球、サッカー、テニス等の競技スポーツはいずれも 1～5%程度であった。	⇒ 市民が気軽に参加できるキャンプやレクリエーションの機会を創出することが有効。 ⇒ ウォーキングなど身近な場所で、かつ一人で気軽に始めることができる運動が有効。 ⇒ 休日に家族が運動・スポーツを気軽に行うことができる場所が必要。 ⇒ 競技スポーツのみならず、遊び感覚で運動・スポーツを始めることができるきっかけ創りが必要。

項目	結果分析	今後の取組み
市民が求めるスポーツイベント	○ 市民が求めるイベントテーマは、「健康づくり・体力づくり」が一番多く全体の約5割。 ○ 女性向けや中高年向けのイベントが約3割。 ○ 技術力の向上に係るイベントを望む声は1割に満たなかった。	⇒ 高齢者向けのイベント実施を検討 ⇒ 女性向けのイベント実施を検討 ⇒ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進が必要
スポーツ施設	○ 市有施設の利用率は、スポーツ広場・学校を併せて全体の約3割程度。 ○ 特に学校施設の利用者は4%程度であり、利用者のほとんどがリピーターであることが判明。 ○ 4割以上の方は、民間施設や自宅周辺の道路や空き地で運動・スポーツをしている。	⇒ 市有施設の更なる利用促進が必要。 ⇒ 都市公園やサイクリングロードなどスポーツ施設以外の利用促進も有効。 ⇒ 民間のフィットネスジムやプール等の活用促進も有効。
その他	○ スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの認知度が約4～5割程度であることが判明 ○ 障がい者スポーツに関心がない人、どちらとも言えない人が全体の約8割であった。 ○ スポーツボランティアの認知度は全体の約2割程度にとどまり、実際にボランティアを行ったことがある人は約1割程度であった。	⇒ スポーツ推進委員や、総合型地域スポーツクラブの活動について周知拡大が必要。 ⇒ 障がい者スポーツへの関心を高める取組みが必要。 ⇒ スポーツボランティアの機会をさらに拡大するとともに、ボランティア募集情報の周知拡大を図る取組みが必要。

アンケート結果の詳細は、下記 URI または QR コードよりご確認ください。

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/sports/documents/anke-to.pdf>



第 3 章 本計画の基本的な考え方

1. スポーツの定義

スポーツ基本法の前文冒頭において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体的活動」であり、「生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」とされています。

本計画における「スポーツ」とは、競技としてルールに則り、他者と競い合う競技スポーツや学校の体育・運動部活動のみならず、健康づくりや介護予防などのために行う散歩やウォーキング、体操、サイクリング、通勤・通学時の徒歩や自転車利用・階段利用といった日常生活で意識的に行う身体活動のほか、レクリエーション活動、野外活動、鬼ごっこ、乳幼児の遊びなど、楽しみながら体を動かすことを含む幅広いものとして定義します。

また、ストリートカルチャーであるスケートボードやブレイキンなどの種目については、オリンピック種目にも採用されるなど、スポーツ基本法における「個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」に当てはまることから、本計画における「スポーツ」に含むものとします。

更に、第 3 期スポーツ基本計画に従い、スポーツとして「する」、「みる」、「ささえる」、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」、あらゆる形態をすべて「スポーツ」として捉えるものとします。

なお、スポーツにおける DX の推進を進める一方で、デジタル技術を活用した新たなスポーツ（e-sports・AR-sports 等）については、今後の民間連携による施策への活用を検討しつつ、国、山梨県の動向を注視する中で取扱いを定めていくものとします。

2. 基本理念

平成 26 年 3 月に策定した推進計画では、「だれもが いつでも 身近にスポーツに親しむまち」の基本理念のもと「子どもの運動機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、環境整備」、「競技力の向上」及び「地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり」の 4 つの基本目標を掲げ、「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

本計画では、これまでの取組みを基本に据えつつ、次の基本理念を掲げ、「誰もが」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツに親しみ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形態での自発的な参画を通して、楽しさや喜びを感じることのできる「元気つながるまち（元気 City こうふ）」を目指した取組みを推進するものとします。

スポーツでつながる“元気 City こうふ”
～「誰もが」「どこでも」「いつでも」「いつまでも」～

3. 基本方針

基本理念の実現に向けて次の基本方針を定めます。

基本方針 1 子ども運動機会の充実

子どもにとって、スポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、「生きる力」を身に付ける重要な要素になります。

地域全体で子育て・子育てを応援する機運の醸成を図り、多様な主体と連携・協力しながら、次代を担う子どもたちのスポーツへの関心を高め、可能性を引き出し、夢や希望を持って健やかにたくましく成長していけるよう後押しするため、子どもの運動遊び、スポーツ活動及び地域クラブ活動を推進します。

基本方針 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツは、市民のライフステージやライフスタイルに応じて常に変化し続けており、市民のスポーツに対するニーズも年々多様化しています。

多様化する市民ニーズに対応しつつ、市民が生涯にわたり身近にスポーツ活動を楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進とスポーツ環境の向上を図るとともに、性別、年齢、障がい等の有無、国籍などにかかわらず、全ての人が分け隔てなく、共にスポーツに参加し、互いに支え認め合いながらスポーツを楽しむことができる共生社会の実現を目指します。

基本方針 3 スポーツによる地域の活性化

スポーツを通じた地域活動により、市民の活力が引き出され、地域コミュニティの活性化が図られることで活力あふれる甲府の未来創りに繋がっていくことが期待できます。

本市の強みである、四季折々の豊かな自然と都市機能が融合した、スポーツ・アウトドアによる新たなスポーツツーリズムの創出と地域のスポーツ活動を一層推進することにより、スポーツによる地域活性化を目指します。

基本方針 4 スポーツ施設の再配置※1

スポーツ基本法では、市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備と運用改善に努めるとともに、施設の安全確保、障がい者等の利便性の向上を図るとしています。

甲府市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016）年策定）に基づき、公共施設等マネジメント※2の観点から、施設総量の適正化、施設の長寿命化及び PPP※3/PFI※4の導入等による整備と管理運営の効率化に取り組めます。

※1 再配置：公共施設の複合化や集約化等による施設総量の適正化、老朽化対策、耐震改修及び予防保全の実施等による施設の長寿命化、民間活用及びコスト最適化等による施設運営の効率化を図ること。

※2 公共施設等マネジメント：本市が保有する公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置や低未利用資産の利活用を図り、財政支出の削減等を図る一連の取組みのこと。

※3 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民連携：公民（行政と民間）の連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供等を行うこと。これまで、本市が実施してきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイデア、資源（資金）や技術、ノウハウを最大限に発揮させることで、施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、事業の効率化を目指すもの。

※4 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、管理運営等の効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

4. 計画推進の全体像



第4章 スポーツ推進方針

基本方針1 子ども運動機会の充実

■ 施策の方向性

- 人生 100 年時代を迎えるにあたり、生涯を通じて健やかに過ごすためには、運動・スポーツを通じて健康増進や健康寿命の延伸を実現することが必要不可欠であり、運動習慣の形成には、幼児期の運動遊びの経験が重要であると言われています。
- 近年、運動・スポーツをする子どもとしない子どもの二極化が顕著になっているほか、子どもの体力・運動能力の低下が指摘されており、その要因として、スマートフォンやゲームなどのデジタル娯楽が増えたことや、コロナ禍におけるインドア活動の増加等により、運動の機会が限られたことが影響していると考えられます。
- 運動不足による体力・運動能力の低下は、肥満や生活習慣病のリスクを高める可能性があると言われ、日常生活や学業、また将来的な健康への影響が懸念されます。
- 生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに幸福な生活を営むことができる資質や能力を育成する観点から、子どもの運動機会の充実を図ります。

（1）子ども運動遊びの推進

① 運動遊びのきっかけ創り

- 幼児期は、本格的なスポーツに接する前の準備段階期であり、この頃に培った「身体を動かすことの楽しさ」を基礎として、友達や仲間と楽しく動くことや、技術の向上を目指すことなど、スポーツに関わる意識や価値観が多様化する重要な時期です。
- 幼児期において、体を動かす遊びを中心とした身体活動を十分にすることは、基本的な動きを身に付けるだけでなく、生涯にわたって健康を維持し、積極的に活動に取組み、豊かな人生を送るための基盤づくりとなります。
- 文部科学省が策定した「幼児期運動指針」では、楽しく体を動かし、遊ぶことが、生涯にわたって運動・スポーツを楽しむための基礎的な体力や運動能力を発達させ、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育む機会となるとしています。
- 子どもが体を動かすことに夢中になり、生涯にわたって運動・スポーツに親しみながら、豊かなライフスタイルを実現できる資質や能力を育むことが大切です。
- 本市では、子どもの健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることを目的とした「チビッコ広場」を市内 152 か所に設置するとともに、乳幼児の健全な遊びと保護者の交流する場を提供するため、市内 2 か所に幼児教育センターを設置しているほか、児童福祉法の規定に基づき、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童館（児童センター）を市内 6 か所に設置しています。
- 子どもたちが夢中で遊びながら体力づくりができる運動遊びの拠点として「ヴァンフォーレおしろらんど（甲府市子ども屋内運動遊び場）」を設置し、指定管理者と連携した管理運営を行っています。
- 子ども未来部が実施したワークショップの結果によると、自然が豊かであることや、地域とのつながりを感じられることが本市の好きなところとして挙げられた一方で、気軽に遊べる場所が不足している、スポーツ体験のように将来の自身の選択肢を広げられるような体験機会が少ないといった声が挙げられています。

【取組方策】

取組項目	概要
A プレイリーダーの育成	○ こどもの興味や関心を引き出しながら、運動遊びを先導していくプレイリーダー等の人材を育成します。（プレイリーダー研修会の開催）
B 施設の利用促進と安全確保	○ 幼児期に関わる機会の多い「幼児教育センター」や「児童館（児童センター）」の利用促進を図るとともに、施設の安全性を確保します。 ○ 指定管理者との連携により、「ヴァンフォーレおしろらんど」の利用促進を図るとともに、施設の安全性を確保します。 ○ 「チビッコ広場」の安全確保に向け、遊具の定期的な点検を実施します。
C 運動遊びに親しむ機会の拡充	○ 文部科学省が策定した「幼児期運動指針」では、子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康で生きるための基盤創りに必要な3つのポイント^{※1}を示しています。 ○ 子ども未来部との連携により、家庭、地域、保育所等において、幼児期運動指針の3つのポイントを踏まえた運動・遊びの普及・促進に取り組めます。 ○ 子どもが未来を築く機会づくりの一環として、多種多様な遊び・スポーツ体験ができるイベントを開催します。（子ども応援フェスタ 等） ○ 幼児の運動習慣化の「きっかけづくり」を目指し、スポーツ教室やスポーツイベント等の体験教室を開催します。（運動能力向上教室 等） ○ スポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ及び民間事業者等との連携により、子どもが自発的に運動に親しむ機会の創出を図ります。 ○ 地域の子どもクラブ活動、育成会活動におけるスポーツ・運動遊び等の取組みを支援します。 ○ 市が実施するイベントやスポーツ教室における経済的困窮世帯の参加費用負担の支援（軽減）策について検討します。
D 市立保育所との連携	○ 幼児の運動習慣化を目指し、保育現場において親和性の高い運動遊びを推進するとともに、ヴァンフォーレ甲府、FC 富士ぐら等のプロスポーツチームと連携した「スポーツ教室」の開催を支援します。
E その他取組み	○ 子どもが楽しみながら発育・発達段階に応じた運動遊びを行えるよう、関係機関との連携により、日本スポーツ協会が開発した「アクティブチャイルドプログラム（ACP）^{※2}」の活用を図ります。 ○ 運動のきっかけづくりと継続的な運動習慣づくりを促進するため、スポーツ庁が公開している手軽に取り組むことができる運動遊びを実演した動画[※]を周知します。

※1 幼児期運動指針 3つのポイント：多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること、楽しく体を動かす時間を確保すること及び発達の特性に応じた遊びを提供すること。

※2 ACP：子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得することを目的として日本スポーツ協会（JSPO）が開発した運動プログラム。

※ 動画：スポーツ庁が公開している、身体診断「セルフチェック」動画、力を引き出すウォーミングアップ動画等のこと。

② 親子参加機会の拡充

- 文部科学省の調査において、家族で運動やスポーツを「する」「みる」「話す」ことの頻度が高い子どもは、身体活動量と体力が高く、体を活発に動かす子ども、外遊びをする時間が長い子どもほど、体力・運動能力が高いという傾向が示されています。
- また、同調査によると子どもの運動習慣を形成するためには、保護者等の意識・行動が大きな影響を及ぼすことが明らかになっています。
- 幼児期に遊びを通じて多様な動きを経験することが、運動能力の向上や健全な心身の発達に資することを踏まえ、子どもたちに純粋に動くことの面白さや、同年代の友達と一緒に遊ぶことの楽しさを知ってもらい、自ら進んで身体を動かすことを好きになってもらうためのきっかけづくりが必要です。
- 親子で一緒に身体を動かしながら、コミュニケーションをとることの楽しさを知ってもらうこと及び保護者に運動遊びの大切さを伝え、家庭における運動遊びの習慣化を目的とした親子参加型の体験機会を拡充していくことが必要です。
- 子どもやその家庭を取巻く困難な状況は多岐にわたることから、子どもの体験機会が失われることがないよう、きめ細かな支援をしていくことも重要です。

【取組方策】

取組項目	概要
A 親子運動機会の拡充	○ 幼児期に関わる機会の多い「ヴァンフォーレおしろらんど」、「児童館」及び「幼児教育センター」等において、親子と一緒に運動遊びに親しむことができる機会を提供します。 ○ スポーツに触れる機会の少ない親子が、気楽に参加することができる運動教室を開催します。（親子アロハフラダンス教室 等） ○ 保護者に運動遊びの大切さを伝え、家庭での運動遊び促進を目的とした親子参加型のスポーツ教室や講演会を開催します。（親子運動遊び教室 等） ○ 未就学児を対象に、親子で基礎的運動能力、体力、身体バランス等の運動能力の向上を図るための教室を開催します。（未就学児運動能力向上教室） ○ スポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ及び民間事業者等との連携により、親子で運動遊びに親しむことができる機会を創出します。 ○ 市が実施するイベントやスポーツ教室において、経済的困窮世帯の参加費用負担の支援（軽減）策を検討します。
B その他取組み	○ スポーツ協会をはじめとする関係団体等と連携する中で、市民・保護者のニーズ把握に努めるとともに、当該ニーズに応じたプログラムの構築を検討します。 ○ スポーツ庁が取りまとめている、幼児や保護者等を対象とした運動の重要性に関する情報を活用します。 ○ 親子が楽しみながら発育・発達段階に応じた運動遊びを楽しめるよう、関係機関との連携により、日本スポーツ協会が開発した「アクティブチャイルドプログラム（ACP）」の活用を図ります。

(2) 子どもスポーツ活動の推進

① 運動スポーツ機会の拡充

- 青少年期は、一生涯にわたる心身の礎を築く大切な時期といわれており、子どもの頃にスポーツの楽しさを味わうことで、生涯「する」「みる」「ささえる」など何らかの形でスポーツに携わる可能性が高い傾向があります。
- 体力面においても、スポーツを経験した子どもたちは、大人になってからも高い体力水準を維持する傾向にあり、未来を担う子どもたちにとってスポーツは豊かな人間性を育む基礎となり、生きる力を身につける要素となります。
- 子どもたちのスポーツに触れる機会の充実を図り、スポーツへの関心を高め、運動の基本動作やスポーツのマナーを学び、体験し、スポーツの楽しさを知ってもらうことが必要です。

【取組方策】

取組項目	概要
A 市内大学との連携	○ 大学が有する施設や、スポーツ指導に関するスキルとノウハウ等を活用することにより、子どもたちが普段触れる機会の少ないスポーツ体験を通じ、身体を動かすことの楽しさや素晴らしさを体験してもらうことを目的としたスポーツ教室を開催します。（山梨学院大学連携ジュニア教室 等）
B 多様な遊びや運動体験の充実	○ 子どもの運動機会の創出を図るため、遊び・スポーツ教室等のイベントを拡充します。（マルチスポーツクラブ 等） ○ 地域の子どもは地域が育てるという考え方に基づき、幅広い年齢層が参加できる運動・スポーツ機会を創出し、3世代の交流促進を図ります。（ラージボール卓球教室 等） ○ スポーツ協会や地域のプロスポーツチーム等との連携により、子どもたちの運動能力や基礎体力の向上を目的としたスポーツ教室を開催するとともに、開催する教室等の高効率化を図ります。（ランクリニック・保育所スポーツ教室 等） ○ 民間事業者等との連携により、協応運動、リズム運動、身体表現を通して、子ども達の体力や運動の基礎能力を効果的に育むことを目的とした新たな体験プログラムの構築を目指します。（KOTOMIC×KOFU 等） ○ 甲府大使や甲府にゆかりのある著名人などを「夢の先生」に迎えてスポーツの授業を行うことで、多くの子どもたちに夢を持つことの素晴らしさ、大切さを伝えます。（こうふドリームキャンパス 等）
C その他取組み	○ 多様な主体と連携する中で、子どもや保護者の運動・スポーツに係るニーズ把握に努めます。 ○ 勉強やスポーツ、文化活動など幅広い取組みを行う放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携により、子どもの体験機会の拡充を図ります。 ○ スポーツ関係団体が主催するスポーツイベント等において、参加者の募集や公共施設等の開放（一部収益事業は除く）により、子どものスポーツ活動を支援します。

② スポーツ少年団活動の促進

- スポーツ少年団は「スポーツを通じた青少年の健全育成」と「青少年の教育の場の構築」を目指し、地域を基盤とした社会の中で青少年の健全な心と体を鍛えることを目的に設置されています。
- スポーツ少年団は、「勝つためのスポーツ」ではなく、人間を「育てるためのスポーツ」を実践していることに特徴があります。また、スポーツを楽しむだけでなく、学習活動、野外活動、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶことを目的に活動しています。
- 小学生からの加入ではスポーツに対する抵抗感が芽生え、運動嫌いの要因になっていること、また運動経験が乏しい幼児期の子どもたちが増加している状況を踏まえ、本市では、平成29年度のスポーツ少年団登録より、加入年齢を6歳以上から3歳以上へ引下げることとしました。
- 日本スポーツ協会（JSPO）では、スポーツ少年団活動にのみ通用する永久資格である「認定員・認定育成員」を公認指導者としていましたが、社会情勢の変化に伴い、広くスポーツ界で通用する指導者として、新しい知識や技術を学び続けること（更新講習が4年に1回）が必要とし、令和2年度より、新たにJSPO資格である「コーチングアシスタント」へと公認資格を統合しました。

【取組方策】

取組項目	概要
A 参加機会の拡充	○ 新規団員の加入を促進するため、広報こうふや市ホームページで募集案内を掲載するほか、市内全小学校に募集チラシを配布するなど、スポーツ少年団への参加促進と参加機会の拡充に努めます。
B 部会大会の開催	○ 競技を通じて相互の交流を深め、仲間意識と連帯感を高めることができる、スポーツ少年団活動を一層促進し、活動体系の確立と地域における活動の活性化を図ることを目的とした、種目別の大会を開催します。
C 施設使用料（照明使用料）の減免	○ 市有施設におけるスポーツ少年団の夜間照明施設使用料を減免（無料化）し、スポーツ少年団活動を支援します。
D その他取組み	○ スポーツ協会などの関係機関と連携し、講習会や研修会等を充実することで、スポーツ少年団指導者の資質向上を図ります。（指導者講習会） ○ スポーツ関係団体と連携して、新たな指導者の発掘・養成に努め、スポーツ少年団の活動の活性化と持続可能な指導体制の確立を目指します。（スタートコーチ養成講習会） ○ スポーツ少年団活動を支える保護者を対象とした母集団講習会を開催します。 ○ スポーツ少年団の指導者活動保険加入費と指導者賠償責任保険加入費の補助を行います。 ○ スポーツ協会との連携により、スポーツ少年団の活動を支援します。（スポーツ少年団育成事業、部会大会、交流会 等） ○ 中学校学校部活動地域移行に伴い設置される「地域クラブ」との連携により、持続可能な指導体制と効率的な運営体制の構築を目指します。

【登録状況】（令和6年度末現在 10 種目）

- 登録団体数:84 団体
- 登録団員数:1,651 人（男 1,245 人 女 406 人）
- 指導者数：389 人（男 332 人 女 57 人） 理念有指導者数※:242 人（内 2 人認定育成員）
- 種目数:10 種目（サッカーとミドルサッカー（M サッカー）は同一）

野球	20 団	柔道	1 団
団員数	245 人（男 225 人：女 20 人）	団員数	22 人（男 14 人：女 8 人）
指導者数	91 人（男 85 人：女 6 人）	指導者数	2 人（男 2 人：女 0 人）
理念有数	66 人	理念有数	2 人
サッカー	17 団	フィギュア	1 団
団員数	436 人（男 400 人：女 36 人）	団員数	19 人（男 4 人：女 15 人）
指導者数	92 人（男 89 人：女 3 人）	指導者数	4 人（男 1 人：女 3 人）
理念有数	37 人	理念有数	4 人
剣道	13 団	少林寺	2 団
団員数	176 人（男 116 人：女 60 人）	団員数	15 人（男 14 人：女 1 人）
指導者数	60 人（男 50 人：女 10 人）	指導者数	6 人（男 6 人：女 0 人）
理念有数	45 人（内認定育成員 1 人）	理念有数	6 人
バレーボール	6 団	ドッジボール	2 団
団員数	132 人（男 44 人：女 88 人）	団員数	20 人（男 17 人：女 3 人）
指導者数	27 人（男 14 人：女 13 人）	指導者数	11 人（男 6 人：女 5 人）
理念有数	24 人（内認定育成員 1 人）	理念有数	7 人
ミニバス	8 団	Mサッカー	12 団（中学生主体の団）
団員数	258 人（男 122 人：女 136 人）	団員数	274 人（男 261 人：女 13 人）
指導者数	39 人（男 27 人：女 12 人）	指導者数	47 人（男 45 人：女 2 人）
理念有数	23 人	理念有数	24 人
水泳	2 団		
団員数	54 人（男 28 人：女 26 人）		
指導者数	10 人（男 7 人：女 3 人）		
理念有数	4 人		

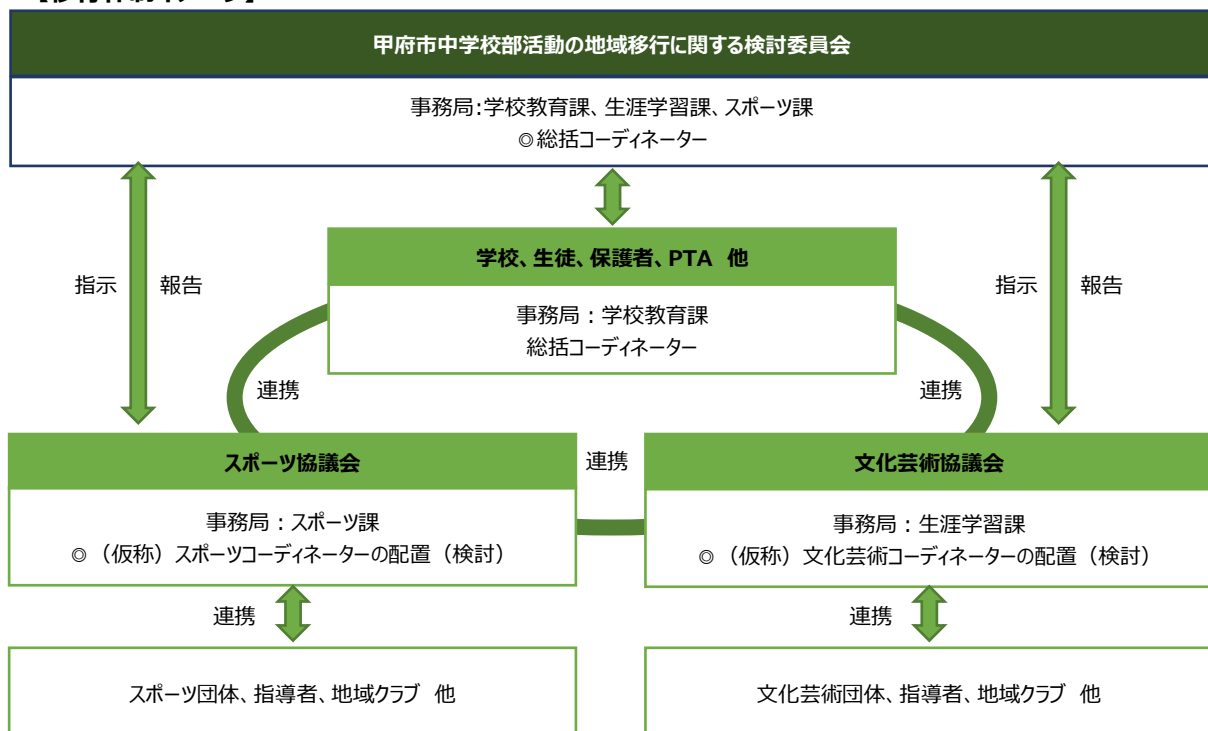
※ 理念有指導者：公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が公認するスポーツ指導者資格を有している者のこと
JSPO 公認スタートコーチ（ジュニア・ユース）

(3) 地域クラブ活動の推進

① 学校部活動の地域移行（地域展開）

- 少子化の影響により子どもの数が減少し、学校部活動の部員数も減少傾向にあって、学校現場ではすでに部活動が存続できない状況が発生しています。
- 教員の多忙化も問題視されている中、学校部活動の指導体制が教員にとって過重な負担となっていることもあり、学校部活動をこれまでどおり継続していくことが困難な状況にあります。
- これらの状況を背景に、国（スポーツ庁・文化庁）は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に策定しました。
- 山梨県においても「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和5年12月に策定しました。
- 本市では、学校部活動の継続が困難な状況に陥る前に、地域のマンパワーにより持続可能なスポーツ活動の体制を構築する観点から、「子どものスポーツ・文化芸術活動の機会の創出」と、「生涯スポーツ・生涯学習の更なる活性化」を目指し、地域クラブ活動を推進します。
- 本市では、甲府市中学校部活動の地域移行に関する検討委員会を令和4年4月1日に設置し、学校部活動の地域移行のあり方や子どもたちのより良い環境づくりに繋げていくこと等の検討を進めています。
- 地域クラブへの移行は全種目・分野を一律に適用するのではなく、各種目・分野や運営・実施主体の整備状況等に応じて弾力的に進めるものとします。
- 今後の国、県の動向を踏まえながら、本市の地域移行及び地域クラブ運営のあり方を随時見直します。
- 地域移行を円滑に進めるため、今後も引き続き下図の体制強化を図ります。

【移行体制イメージ】



○ 令和8年までの間に、次の種目において休日部活動の完全移行を目指します。

1 剣道（令和6年済）	4 バドミントン	9 柔道
2 バスケットボール（令和6年済）	5 サッカー	10 ソフトボール
3 バレーボール（令和6年済）	6 ソフトテニス	11 野球
	7 卓球	12 陸上
	8 硬式テニス	13 ハンドボール

【取組方策】

取組項目	概要
A 生徒・保護者・指導者のニーズ把握	○ 適宜アンケート調査を実施し、生徒・保護者・指導者の意見・要望を聴取する中で、地域クラブの運営改善に務め、効率的なクラブ運営を行います。 ○ 競技・大会志向の活動だけでなく、アーバンスポーツ※、レクリエーション、体験型キャンプ、パラスポーツなど、子どもの多様なニーズに応えられるスポーツ機会の提供を検討します。 ○ 経済的に困窮する世帯の生徒への支援方法の早期確立を目指します。 ○ 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）に努めます。
B 合同部活動の推進	○ 地域移行が困難な場合においては、生徒の活動機会が損なわれることがないように、学校と地域の連携により、部活動指導員の任用拡充を図りながら、合同部活動や合同練習等の取組みを推進します。
C 施設運営の効率化	○ 学校体育施設の包括管理運営、指定管理者制度や業務管理委託の導入可能性を調査します。 ○ 総合型地域クラブと連携した市有施設の指定管理制度の導入を検討します。 ○ 効率的な活動拠点づくりに向け、学校施設・学校備品を利用する際のルールを定めます。
D 新たな財源の確保	○ 企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングの活用を検討します。 ○ 寄付等を想定した基金の創設を検討します。 ○ 安定的・継続的に取組みが進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担のあり方等を検討します。
E システムの構築	○ 地域クラブの運営、実施にあたり、運営主体（教育委員会）、実施・活動主体（指導者、保護者、参加者）間の情報伝達や参加者等の出欠等の管理などを円滑に行うことができるシステムの導入が必要不可欠です。 ○ 他都市の導入事例を調査研究する中で、効率的なシステム導入を行います。
F 圏域連携	○ 現在の参加者は、市内国公立中学校に在学する生徒及び私立中学校に在学する甲府市民に限っていますが、将来的には、中核市として周辺市町との連携による実施体制を検討していくものとします。

※ アーバンスポーツ：ボルダリング、スケートボード、BMX、バスケットボール3×3、スラックライン等のアクティビティの総称。

② 持続可能な運動機会の創出（地域クラブの運営）

- 本市では、地域クラブの設置及び運用について必要な事項を定めた「甲府市休日地域クラブ設置及び運用要綱（令和6年8月1日制定）」に従い、令和6年8月より、3種目（剣道・バレー・バスケットボール）の地域移行をスタートしました。
- 地域クラブは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条の規定に基づき、社会教育の一環として活動するものです。
- 地域クラブは、参加者の利便性を考慮し、市内4ブロックに分割して設置することを基本とし、参加者数や指導者との協議等により、適正な数を配置するものとします。
- また、1クラブあたりの参加者数は40名程度を上限とし、2名以上の指導者を配置するものとします。
- 休日地域クラブ活動の実施回数は月に2回程度、活動時間は3時間以内とし、定期試験前後の一定期間は休養日を設定するなど参加者の学習時間の確保に柔軟に対応します。
- 地域クラブに参加する生徒と指導者は、傷害保険と損害賠償保険を包括した保険に加入することを原則とします。

【運営体制イメージ】



直営型	地域団体・人材活用型	教育委員会が地域スポーツ・文化芸術団体等と連携し、指導者を確保のうえ運営する。
	任意団体設立型	教育委員会が任意団体（一般社団法人や協議会）を創設し、当該団体が運営する。
	競技団体連携型	教育委員会が競技団体と連携して運営する。
地域運営型	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する。
	スポーツ・芸術団体運営型	スポーツ協会や文化協会が運営する。
	民間事業者運営型	民間事業者が運営する。

※ 地域クラブ活動の定義・要件や認定主体及び認定方法は国の動向を踏まえつつ随時見直すものとする。

【取組方策】

取組項目	概要
A 多様なスポーツ体験機会の拡充	○ 運動・スポーツをしない（していない）生徒を対象に、複数の運動・遊び・レクリエーションを体験するための「体験型クラブ（マルチスポーツクラブ）」の設置を検討します。 ○ アンケート等を通じて生徒のニーズを随時把握します。 ○ あすなる学級や支援学校のバラスポーツ交流会など関係機関と連携して子どもたちの体験機会の創出を図るとともに、年齢、性別、障がい、疾病の有無を問わずに一緒に楽しめるイベントの開催を検討します。 ○ プロスポーツチームと連携し「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの参加を促進します。 ○ 中学生とスポーツ少年団と一緒に活動できる環境構築を図ります。
B 成果発表機会の創出	○ 生徒の成果発表の機会として、公式大会以外のトレーニングマッチや合同イベント等の開催を検討します。 ○ 生徒の参加機会を確保するため、トーナメント方式ではなく、リーグ形式での大会開催を検討します。 ○ 地域クラブとしての公式大会への出場にあたっては、学校部活動と競合しない範囲で参加の可否を検討します。
C 指導者の確保と質の向上	○ スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、暴力やハラスメント、差別等の不正のないクリーンでフェアなスポーツを推進します。 ○ 心身の健康管理、活動中の事故防止及び安全対策、体罰・ハラスメント等の根絶の徹底を図るため、指導者講習や研修会を開催します。 ○ 多様な主体との連携を図る中で、指導者確保に努めるほか、県が整備している人材バンク（スポカルやまなし）や国が設置している「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を活用します。 ○ 市内大学と連携する中で、学生を指導者人材等として活用します。 ○ 指導者資格の取得に必要な費用の補助制度を検討します。 ○ 民間事業者との連携により、指導者向けの研修プログラム等のコンテンツ作成やEラーニング方式によるリモート講習等、指導者のスキルアップ対策を検討します。
D 持続可能な運営体制の構築	○ スポーツ関係団体や民間事業者など多様な主体との連携を図る中で、「地域運営型」の設置を見据えた持続可能な体制構築を目指します。 ○ 地域クラブ活動の運営に必要な税務・会計や労務、ガバナンス、マネジメント等に関する業務を整理のうえ、包括管理委託化の可能性を調査します。 ○ 地域クラブの制度や趣旨及びクラブ活動を広く周知するため、市のホームページやSNS※を活用した情報発信を行います。

※ SNS（Social Networking Service: ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは、登録した利用者が参加できるインターネット上のコミュニティサイトのこと。

基本方針2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

■ 施策の方向性

- スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」されています。
- 令和6年3月にスポーツ庁が発表した「Sport in Life^{※1}ガイドブック」では、第3期スポーツ基本計画の目標に掲げている「スポーツによる健康増進」や「スポーツを通じた共生社会の実現」に向け、スポーツが生涯を通じて生活の一部となる「Sport in Life」の実現と、多様な人々がそれぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態（ライフパフォーマンス^{※2}の向上）を目指すとしています。
- 本市においても、生涯学習都市宣言（平成10年6月12日）や、健康都市宣言（令和元年9月19日）に基づく各取組みと連携しながら、市民のクオリティ・オブ・ライフ（QOL^{※3}）やウェルビーイング（Well-being^{※4}）の向上を目指し、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」視点から、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

※1 Sport in Life：スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念。

※2 ライフパフォーマンス：困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力のこと。

※3 QOL（Quality of life：クオリティ・オブ・ライフ）：「生活の質」「生命の質」などと訳され、生きる上での満足度（快適さ）をあらわす主観的な概念。

※4 Well-being（ウェルビーイング）：個人権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態が持続することを意味する概念。

（1）生涯スポーツの推進

① 運動・スポーツ機会の創出

- 全国的に働く世代・子育て世代の20～50代でスポーツの実施率が落ち込む傾向があり、市民アンケートから見ても働く世代・子育て世代の20～50代において運動不足を感じると回答している割合が高くなっています。
- コロナ禍においてテレワークが浸透したこと等により、全国的に運動不足や生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加傾向にあります。
- スポーツを広く普及・促進していくためには、既存の仕組みにとらわれることなく、多様化する市民ニーズを把握しながら柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考えることが必要であり、また、健康無関心層や運動・スポーツ無関心層へアプローチしていくことも重要な取組みとなります。
- 本計画におけるスポーツとは、競技性の高い種目から、ウォーキングやサイクリングなどの軽い運動、身体を動かすレクリエーションなど楽しみながら体を動かすことを含む幅広いものとして定義しています。
- 競技に勝つことだけではなく「楽しさ」や「喜び」を感じることがスポーツの大切な要素であることの認識の拡大を図ることが必要です。
- スポーツ庁は、スポーツの効果を更に高めるためには、心身の維持・向上が必要な機能に焦点を当て、運動・スポーツの効果や影響に着目し、それに適した方法や目的を定めることが有効だとしています。
- 一人でも多くの市民がライフステージに応じたスポーツに出会い、生涯にわたってスポーツを楽しむきっかけとなるよう、目的をもって「する」スポーツに加え、「みる」、「ささえる」スポーツに触れることができる機会を拡充します。

【取組方策】

取組項目	概要
A 初心者向けスポーツ教室の実施	○ 運動不足になりがちな働く世代・子育て世代や、スポーツ無関心層へアプローチすること及び運動・スポーツを始めるきっかけづくりを目的とした、初心者向けのスポーツ教室を開催します。（ズンバ、ヨガ、太極拳、ゴルフ、弓道、なぎなた 等） ○ 他部局が開催する健康づくり講座や文化活動のプログラムに、スポーツ運動を組合わせてもらうなど、スポーツ・運動への関心が低い人へのアプローチを図ります。 ○ スポーツに親しむ機会の拡充を図るため、会社帰りの夕刻や、夜間の個人利用が可能な民間スポーツクラブやフィットネスクラブ事業者等との連携を検討します。
B 高齢者向けイベントの実施	○ 高齢者がスポーツや運動を通じて地域社会に参加し、交流を深めることを目的としたスポーツイベントを開催します。（高齢者スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会、ヨガ教室、太極拳教室 等） ○ 運動スポーツを行う機会の少ない高齢者を対象に自宅でも簡単にできる「介護予防体操」を取入れた教室を開催します。（ゆがみ治して体スッキリ教室 等） ○ スポーツを通じた健康づくりや生きがいの創出、相互交流の促進を図るため、健康福祉祭（ねんりんピック）の参加を支援します。
C ウォーキングの普及促進	○ 保健衛生部が作成している市内 31 地区のウォーキングマップの周知を図り、市民のウォーキングを推進します。 ○ スポーツ協会やスポーツ推進委員との連携により、ウォーキングの普及促進を図ります。（市民ふれあいウォーキング 等）
D 市民体力テストの実施	○ スポーツ推進委員との連携により、市民が自らの体力を知り、スポーツを日常的に行うきっかけづくりを目的とした「体力テスト」を実施します。
E 市民ニーズの把握	○ スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、スポーツ運動に関する市民ニーズの把握に努めます。
F スポーツ表彰制度の創設	○ 指導者やスタッフとして、本市スポーツの普及・振興に顕著な功績を残した方を表彰する制度の創設を検討します。
G 財源確保策の検討	○ スポーツで活躍する個人・団体の支援や地域クラブ活動の運営に必要な財源を確保するため、新たな基金の創設やふるさと納税やクラウドファンディングの活用を検討します。
H 熱中症対策の強化	○ 近年では地球温暖化やヒートアイランド現象の影響により、スポーツ中における熱中症の危険性が高まっていることから、スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、熱中症予防の周知徹底を図ります。
I その他取組み	○ スポーツを「する」ことのみではなく、「みる」スポーツとしてのスポーツ観戦や「ささえる」スポーツとしてスポーツボランティアへの参加等、市民がスポーツに親しむことができる機会の拡充を図ります。

② 元気 City こうふの推進（健康づくりの推進）

- 健康づくりは、多くの人に、日頃の生活習慣を見つめ直し、予防の意識を持ってもらうことから始まります。
- 甲府市が「元気なまち」となるためには、市民一人ひとりが進んで健康を考え、行動して、それを地域社会で支え合い、応援し合う必要があります。
- 甲府市全体の「健康づくり」を進めていくためには、運動・遊び・スポーツの健康に大切な要素を踏まえて、一人ひとりが「身体の健康」、「心の健康」に気を配ること、生活環境を整えること（くらしの健康）、更には地域活動を通じて人と人とのふれあいや交流を深める中で「健康の好循環」を創り出していく必要があります。
- 市民が元気で明るく活き活きとした生活を送るためには、生活習慣病の予防・改善や健康寿命の延伸などが必要であり、市民の健康意識に対応した事業を展開する必要があります。
- スポーツは、生活習慣病の予防やストレスの発散などに効果があり、健康づくりの重要な要素のひとつです。
- 山梨県は、誰もが気軽に運動を楽しむ機会の拡充を図るため、身近な公園等への簡易な健康器具（ちよいトレ器具）の設置を推進することを目的に、県所有の小瀬スポーツ公園など市内2カ所の整備を進めています。
- 本市では、山梨県が創設した「ちよいトレプロジェクト推進事業費補助金」を活用し、令和5年度に緑が丘スポーツ公園船出広場に「ちよいトレ器具」を設置しました。

②-1 健康都市宣言（健康都市こうふ基本構想）に基づく取組み

- 甲府市は、健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で人生を思いきり楽しむことができる「元気 City こうふ」を目指し、「まちの元気」の源となる「健康づくり」に着目した方向性を「健康都市こうふ基本構想（H30.3 策定）」で示し、その方向性を揺るぎないものにするため、令和元年9月19日に「健康都市宣言」を制定しました。
- 健康づくりに気軽に触れることができる機会を拡充するため、健康都市こうふ基本構想に掲げる次の「健康づくりの3本柱」に基づいた取組みを推進します。

柱1	「人の健康づくり」における「体力・運動機能の向上」では、食育や運動、睡眠など健康教育を通じ、幼少期から健康の大切さを学ぶことが必要です。 また、心身に多様な変化を与える運動・スポーツを実施し、それぞれのライフステージにおいて最高の能力が発揮できる状態（ライフパフォーマンスの向上）を目指すことにより、健康の保持増進とQOLの向上などに繋げていくことが必要です。
柱2	「地域の健康づくり」における「ふれあい、絆の醸成」においては、スポーツ推進委員や地区スポーツ協会等と連携し、地域コミュニティ活動を通じ、地域での交流と絆を深めるとともに、健康に関する情報交換、子どもや高齢者の見守り体制の充実、外出機会の増加など、健康への関心を高めていくことが必要です。 また、スポーツ運動活動に関する市民ニーズの把握に努め当該市民ニーズに応じた事業の見直しを継続的に進めていくことや、地域と企業が連携を深め、働く人々の健康づくりを積極的に行う地域づくりを進めていくことが有効です。
柱3	「まちの健康づくり」における「暮らしの資源（公的サービスや施設）」では、スポーツ施設を有効に活用し、子どもから大人まで気軽に継続的な運動ができる場を提供することで、体力の維持向上につなげていくことが必要です。 また、まちづくりの観点から施設全体のあり方と必要なサービスや機能を検討する中で、市民の Well-being の創出を図っていく必要があります。

【取組方策】

取組項目	概要
A 人の健康づくり	○ 「人の健康づくり」における、体力・運動能力の向上を図るため、「こふ健康アプリ」の活用を促進します。 ○ AI（姿勢解析アプリ・認知機能測定機器）を活用した、歩き方や姿勢の課題抽出を行うとともに改善のプログラムを提供するヘルスアップ教室を実施します。（健康づくりヘルスアップ教室 等）
B 地域の健康づくり	○ スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携した地域スポーツ活動の充実を図り、交流と絆を深めながら健康への関心を高めていく必要があります。（地区運動会・ライフスポーツ事業、体力・運動能力調査 等） ○ 夕方5時のチャイム等をきっかけとして、日常生活の中で体を動かす習慣の定着を目指す取組みの一環として「甲府市の歌体操」の普及促進を図ります。
C まちの健康づくり	○ スポーツ協会やスポーツ推進委員との連携により、ちよいトレ器具（健康器具）の有効活用策を検討し、多くの市民に活用してもらえるよう周知に努めます。 ○ 仕事や家事・子育てに忙しく、自身の健康づくりについて優先順位が低くなりがちな働き盛り世代をターゲットとし、地域保健と職域保健との連携による健康づくりに資するイベントを開催します。（事業所対抗運動会 等） ○ 働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上を目指し、従業員の健康づくりにスポーツを活用する民間事業者を支援します。

②-2 生涯学習都市宣言（生涯学習ビジョン）に基づく取組み

生涯学習ビジョンの基本目標3「心身ともに健やかで生きがいの持てるまなび」に基づき、次の取組みを進めます。

【取組方策】

取組項目	概要
A 軽スポーツの推進	○ 誰もがスポーツを通じて健康づくりを行えるよう、自然に恵まれた甲府の四季の魅力を満喫できるウォーキングや軽スポーツの普及を目指します。
B 文化事業との連携	○ 各種文化事業や文化活動と連携し、スポーツ運動に親しむ機会の創出を図ります。（歴史散策ウォーキング 等）
C 運動・スポーツの場の提供	○ 緑が丘スポーツ公園、青葉スポーツ広場、東下条スポーツ広場及び中道スポーツ広場等を、市民にとって身近なスポーツ活動拠点として開放するとともに、市立の学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放します。
D まなび奨励ポイントの付与	○ スポーツや運動に関心のない方、また、スポーツや運動を行ってきた方にも継続的にスポーツに取組んでもらえるように、市やスポーツ協会が実施するスポーツ教室、スポーツ大会等への参加に対し、インセンティブ（まなび奨励ポイント）を付与します。

(2) スポーツ環境の向上

① 競技力の向上

- 人口減少に伴い、スポーツの競技人口の減少が進むことで、競技団体の活動の幅を狭める恐れがあるほか、将来的に、競技経験のある指導者が不足する事態にもつながり、競技力の更なる低下が懸念されます。
- 市民がスポーツを通じて自らと向き合い、可能性を信じ、持てる力を最大限に伸ばしていくことは、本市スポーツ活動全体の底上げに大きく寄与することになります。
- 本市に縁のあるアスリートが全国・世界レベルの競技大会等で活躍することにより、市民に夢や希望、感動を与え、シビックプライドの醸成に繋がるほか、次世代を担うアスリートの育成にも大きな効果が期待できます。
- 市民が日頃の努力の成果を発揮できる大会等を開催することにより、スポーツに挑戦し、目標を達成する喜びを感じることができる場の提供が必要です。
- 次世代アスリートの発掘・育成・強化を図るため、指導者の資質向上を図る必要があります。
- スポーツ活動による不慮の事故や、その他スポーツによって生じる外傷等の防止、軽減を図るための安全対策が必要です。
- スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、暴力やハラスメント、差別等の不正のないクリーンでフェアなスポーツ環境の徹底が必要です。

【取組方策】

取組項目	概要
A 市民体育大会	○ 市民総参加のもと健全な心と強い体をつくるとともに人と人との交わりを深め、心豊かな市民生活の実現と本市選手の競技力向上に寄与することを目的に、市民体育大会（冬季大会・夏季大会）を開催します。
B 競技団体との連携	○ 市民の体力向上、各種スポーツの振興、競技力の向上及びスポーツ精神を養うことを目的に、各競技団体と連携した大会、研修会、スポーツ教室を開催します。（種目団体関係事業 等）
C 選手の強化育成	○ 潜在能力のある次世代アスリートを発掘し、県・関東・全国レベルの競技大会で活躍できるよう、スポーツ協会（競技力向上対策委員会・加盟団体）や甲府市小中学校体育連盟と連携し、スポーツ人口の拡大と競技力向上を目的に、県大会に出場する優秀選手の育成強化等を行います。（競技力向上対策事業 等）
D 国・県等との連携	○ 国、県及び中学校体育連盟等のスポーツ関係団体等との連携により、次世代アスリートの発掘・育成支援や、競技指導者の育成を支援します。 ○ 県スポーツ協会が設置している相談窓口の活用などにより、アスリートに対する誹謗中傷やハラスメントの防止を図るとともに、ハラスメント行為や暴力行為等の根絶など、安心してスポーツに取り組める環境づくりを目指します。
E 指導者の確保と資質向上	○ スポーツ協会や各競技団体と連携し、指導者の確保に努めるとともに、指導者研修会等を行うことで、指導者の資質向上を図ります。（スポーツ指導講演会 等） ○ 心身の健康管理、活動中の事故防止及び安全対策、体罰・ハラスメント等の根絶の

	徹底を図るため、指導者の研修や講習会の内容の充実を図ります。 ○ 本人の希望しない理由等でスポーツから離れることやスポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないように、指導者の資質向上に努めます。
F 補助金の交付	○ 市民のスポーツ競技力のレベル向上に資するため、甲府市代表選手及び団体並びに本市で開催される関東大会及び全国大会の主催者に対し、補助金を交付します。 (甲府市代表選手等補助金)
G その他取組み	○ 各大会等において優れた成績をあげた選手や、本市に在住している選手、ゆかりのある選手などの活躍について、積極的な情報発信に努めます。 ○ スポーツ活動による不慮の事故や外傷等の防止及びこれらの軽減を図るなど選手が安全かつ安心してスポーツ活動が行えるよう各種大会・練習時における保険加入を奨励します。

② アクセシビリティの向上

- 本市には、荒川の清流や緑豊かな森林などの恵まれた自然環境があり、これら資源を最大限に生かしたスポーツ・レクリエーションを楽しむ環境が整っています。
- 社会体育の普及振興のため、市立の小中学校、高等学校及び専門学校の施設（グラウンド、体育館、テニスコート、柔剣道場）を学校教育に支障のない範囲で開放しているほか、小学校跡地施設（穴切、相生、富士川）及びスポーツ広場（緑が丘、青葉、東下条、中道）を開放しています。
- 誰もがスポーツに気軽に参加できる機会を拡充するためには、「するスポーツ」だけでなく、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の更なる普及促進に向け、それらに係る情報収集と情報発信を拡充することが必要です。
- 県・スポーツ関係機関及び民間事業者等との連携を図りながら、多種多様な情報の収集と情報の一元化を図るとともに、ICT※を活用した効率的かつ効果的な情報発信方法を検討していく必要があります。

※ ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）通信ネットワークによって情報を流通させる技術のこと。

【取組方策】

取組項目	概要
A 市有施設の開放	○ 市民が身近な場所でスポーツに親しむことができる環境を提供するため、市立の小中学校等の市有施設を開放します。 ○ 各施設の安全性・快適性の確保を図るため、基本方針 4「スポーツ施設の再配置」に従い、予防保全を徹底するとともに、老朽化対策を計画的に実施します。 ○ 指定管理者との連携により、管理運営業務の更なる効率化を図るほか、利用者の利便性向上を図ります。 ○ 施設整備や管理運営の効率化に向け、PPP や DX の導入可能性を調査します。 ○ 本市の「使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方（令和元年 8 月策定）」に基づき、「受益者負担の原則」の観点から、利用者と非利用者との間に不均衡が生じることが無いよう、3 年に 1 度のサイクルで使用料の適正化を図ります。

B 民間施設等の活用	○ 誰もが身近な場所でスポーツに親しむことができる環境を拡充するため、民間事業者や市内大学等が所有する施設の活用に向けた連携強化を図ります。
C 地域資源の活用	○ 民間事業者等との連携により、地域の特性や自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーション・アクティビティ（カヌー、ウォーキング、登山、サイクリング等）を体験できる機会を創出します。 ○ 市内各所に配置されている「都市公園」において、地域の人々が、遊び、運動、スポーツを通じて交流できる機会の創出を図ります。 ○ 民間事業者等との連携により、ウォーカブルなまちづくりを目指し、多くの市民や来訪者にまちなかを楽しんで歩いてもらう機会を創出します。
D スポーツ用具の貸出※	○ 運動・スポーツ振興に資するため、スポーツ用具を貸出します。 ○ スポーツに関する市民ニーズの把握に努めるとともに、当該ニーズに対応したスポーツ用具の購入を計画的に行います。 ○ 利用者に安全かつ快適に利用していただくため、各用具の汚損・破損状況の確認や、備品のメンテナンス体制を強化します。
E 発信情報の拡充	○ 市民がスポーツ情報をわかりやすく把握できるよう、広報こうふ、ホームページ、テレビ・ラジオや SNS 等の媒体を活用した情報発信を行います。 ○ 「やまなしくらしネット」を活用し、各施設の利用（予約）状況等の情報を発信するとともに、ネット上で予約できるシステム構築を検討します。 ○ 各種情報発信にあたっては、山梨県が運用するスポーツ情報ウェブサイト「やまなしスポーツ情報ネット」や「スポーツ指導者バンク制度」を活用します。 ○ スポーツ観戦の機会や各種スポーツ大会等におけるボランティア募集情報を発信し、「みる」、「ささえる」スポーツへの市民参加の促進を図ります。
F 情報誌の発行	○ スポーツ協会との連携により、市民スポーツ大会やライフスポーツ市民大会や各種スポーツ教室や施設の情報をまとめた「Sports こうふ」を発行します。 ○ スポーツ活動の拠点である緑が丘スポーツ公園、青葉スポーツ広場、東下条スポーツ広場の利用を促進するため、指定管理者と連携した施設情報の発信に努めます。

※貸出しているスポーツ用具は次のとおり。

無料貸出	ターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンク、シャッフルボール、インディアカ、ユニカール、ソフトバレーボール、ソフトテニス、卓球、フライングディスクゴルフ、キンボール、電子ダーツ、ゲートボール、4面バレーボール、ボウリングシャトル、輪投げ、ティーボール、体力測定器、ワンバウンドふらば〜るバレーボール、囲碁ボール、カーリンコン、モルック、バドミントン、バウンドテニス
------	--

（３）スポーツによる共生社会の実現

① ユニバーサルスポーツの推進

- スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。
- 第3期スポーツ基本計画では、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」及び「誰もがアクセスできる」の「新たな3つの視点」が必要であるとしており、3つの新たな視点は、完全に独立したものではなく、相互に密接に関係しあうことが必要だとしています。
- 令和5年度にスポーツ庁が実施した「スポーツの実施状況等に関する世論調査」では、特に30～40代の女性のスポーツ実施率が低く、仕事や家事で忙しい等の阻害要因があることを発表しており、女性のスポーツ実施率の向上を図ることが必要だとしています。
- 「つくる／はぐくむ」の視点では、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、多様な主体それぞれがスポーツに参画できる環境を構築していくことが必要です。
- スポーツの無関心層やパラスポーツの非実施層に対して、パラスポーツへの関心を高めること及びパラスポーツの体験の機会を創出するなど一般社会に対するパラスポーツの理解啓発に努め、共生社会の実現を目指すことが必要です。
- 全ての市民が「する」「みる」「ささえる」という様々な立場でスポーツに関わり、「楽しさ」や「喜び」を感じることができるスポーツ環境を構築していくことが必要です。
- 「あつまり、ともに、つながる」の視点では、施設の整備やプログラムの提供、啓発活動等を通じて、様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築していくことが必要です。
- また、グローバル化社会の進展に伴い、本市においても地域や職場で活躍する外国人が更に増えていくことを見据え、スポーツを通じた国際交流を推進していくことが必要です。
- 「誰もがアクセスできる」の視点では、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供が必要です。
- 山梨県では、パラスポーツ普及・啓発の拠点である「やまなしパラスポーツセンター」を整備するとともに、市町村モデル事業や市町村連携サポーターを設置するなど、市町村、県障害者スポーツ協会やスポーツ団体等との連携・協働によるパラスポーツの推進に取り組んでいます。
- スポーツは健康づくりや教育、コミュニティ形成など、様々な面でSDGsの達成に寄与するとされています。本市においても、「スポーツ SDGs」に関連する取組みを定め、事業を推進していく必要があります。

【取組方策】

取組項目	概要
A パラスポーツの推進    	○ 障がい者の継続的なスポーツの実施促進に向け、市内のパラスポーツセンターや特別支援学校等、山梨県が設置するパラスポーツ拠点との連携強化を図ります。 ○ 山梨県が配置する指導員や市町村連携サポーターと共に有意義かつ安全にスポーツやレクリエーション活動が行えるよう、連携体制を強化します。 ○ 県や福祉関連施設等の関係機関や民間事業者等との連携により、パラスポーツに係るニーズ把握と当該ニーズに応じた体験機会を創出するなど、パラスポーツの普及啓発に努めます。 ○ 県との連携により、障がい者が目標を持って楽しくスポーツに取り組めるよう、活躍機会の創出とパラアスリートの育成・強化の支援方法等を検討します。 ○ 市内の福祉施設と連携し、パラスポーツへの意識醸成を図るとともにパラスポーツの魅力と重要性を周知します。（パラスポーツパーク 等） ○ スポーツ施設の再整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。
B スポーツによる国際交流 	○ 本市が運用している「Ko Ryu Net（こうりゅうネット：Kofu Ryugakusei Network）」を活用し、各種スポーツ教室や各地区で実施する運動会等に留学生の参加を呼びかけます。 ○ 総合型地域スポーツクラブ等との連携により、次世代を担う青少年のスポーツを通じた国際交流を推進し、諸外国との親善を深め、相互理解による多文化共生を促進します。
C 女性スポーツ機会の創出 	○ スポーツ庁が発刊している「手軽にできるスポーツの勧め～忙しい女性の方にむけて～」や「手軽にできる！ながらでできる！？My スポーツメニュー」等を活用・周知し、女性のスポーツ機会の拡充を推進します。 ○ スポーツ関係団体と連携し、女性が「参加してみよう」と思えるような「手軽にできるスポーツメニュー」を検討します。 ○ 公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が作成した「女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブック」を活用し、指導者講習会等での普及・啓発を図ります。
D ボランティアの育成・支援 	○ プロスポーツチームやスポーツ協会との連携により、スポーツを通じた地域の活性化を図るとともに、継続的にボランティア活動ができる場と機会の創出を図ります。 ○ 各種活動を通じて、スポーツボランティアやイベント参加者が交流できる機会を設けるなど、ボランティア気運を高める手法の調査研究を進めます。

② 新たなスポーツ機会の創出

- スポーツ（sports）の語源は、ラテン語で「気晴らし」、「楽しみ」、「遊び」、「休息」を意味する「deportare（デポルターレ）」に由来すると言われています。
- deportare（デポルターレ）の意味に立ち返り、スポーツを競技力向上や体力向上、健康維持増進などの目的としてだけでなく、市民の QOL や Well-being の向上、コミュニティの形成や共生社会の実現などの手段として捉え、スポーツを通じた新たな体験機会の創出をしていく必要があります。
- 東京オリンピック競技大会で新規に競技種目となったアーバンスポーツ等の新しいスポーツは、都会やまちにある環境を利用して個人でも実施できるエンターテインメント性の高いスポーツとして、全国的に注目を集めています。競技人口が少ないほか、活動の場や機会が限られています。
- 近年、認知症予防への効果が期待されるとして、高齢者向けの e スポーツが注目されており、全国健康福祉祭（ねりんピック）では、令和 6（2024）年鳥取大会から、e スポーツが正式種目となり、その競技性や健康増進の効果にも期待が集まっています。

【取組方策】

取組項目	概要
A アーバンスポーツの推進  	○ オリンピック競技大会で新規に競技種目となったスケートボード、BMX、スポーツクライミング、ブレイクダンス等のアーバンスポーツの普及啓発に努めます。 ○ 若者を中心に人気のあるスケートボードやバスケットボール（3x3）などに触れ、その魅力とマナーを学ぶことができるスポーツ教室を実施します。（アーバンスポーツ教室）
B デジタル技術の導入   	○ ICT などのデジタル技術革新が進展しており AI・VR・AR 等の最新技術を活用した新しいスポーツの実施及び観戦の楽しみ方が急速に発展しています。 ○ 市民のスポーツや運動に対するニーズやデジタル技術を活用した新たなスポーツ（e-sports・AR-sports 等）の取組みが広がりを見せていることや、DX 推進の観点から、多様化する市民ニーズに対応した新たなスポーツ実施機会の創出を図ります。 ○ デジタル技術を活用した新たなスポーツ（e-sports・AR-sports 等）活用について、調査研究を進めます。 ○ 従来のスポーツに加え、デジタル技術を用いた新しいスポーツや生涯スポーツの体験機会を創出し、誰もがスポーツにアクセスできる環境構築を目指します。
C その他取組み      	○ 市が実施するイベントやスポーツ教室における経済的困窮世帯の参加費用負担の支援（軽減）策について検討します。 ○ 民間事業者との連携により、服を着用したまま遭遇することが多い水難や水害において、水中で自分の身を守るための対処の仕方を指導する「着衣泳」の実施を検討します。 ○ スポーツ推進委員等との連携により、ウォーキングとごみ拾いを融合させた「プロギング」の実施を検討します。 ○ スポーツ施設の再整備にあたっては、災害発生時における施設の有効活用を見据え、グリーンインフラやフェーズフリーに配慮した整備を行うほか、ゼロカーボンシティの実現に資する GX を推進します。

基本方針3 スポーツによる地域の活性化

■ 施策の方向性

- スポーツ基本法は、「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するもの」としています。
- 令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針）」では、「スポーツの力を最大化することで我が国と国民の活力を引き出し、活気あふれる日本の未来を切り拓く。このため、武道・スポーツツーリズムの推進や、スポーツホスピタリティの普及、スタジアム等の整備・活用や、まちづくりとして総合的・複合的に施設を整備・活用するスポーツコンプレックスの推進、「eスポーツ」の活用を含むスポーツDXや他産業との連携、海外展開、先端技術を活用したコンディショニング等によるライフパフォーマンス向上等を通じ、地方創生や経済成長、健康増進などスポーツによる社会活性化を図る。」としています。
- 山梨県のスポーツ推進計画においては、「トップアスリートやトップスポーツクラブ等と連携し、地域と一体になった取組みを推進するとともに、山梨県ならではの地域資源を活用したスポーツツーリズム等により、スポーツの成長産業化を推進する」としています。

（1）スポーツを通じた産業振興

① 国民スポーツ大会等の開催

- 令和9年の「第81回国民スポーツ大会冬季大会」及び「全国高等学校総合体育大会」をはじめ、令和14年の「第86回国民スポーツ大会」及び「第31回全国障害スポーツ大会」（以下「全国大会」という。）の山梨県開催が予定されており、全国各地から多くの選手や関係者等が来訪します。
- 全国大会には、県外から多くの選手、応援団が訪れることから、全国の人に甲府市を知ってもらう機会となり、地域経済の活性化が図られることが期待できます。
- 全国大会は、未来を担う子どもたちに多くの夢や希望を与えること、アスリートの活躍を間近で「みる」こと、また大会ボランティアや競技役員などを通じてスポーツを「ささえる」体験を通じ、スポーツに触れていただく機会の創出につながることを期待できます。
- 国民スポーツ大会は、多額の経費負担と人的負担を要することが全国共通の課題となっており、簡素化や運営の効率化が求められているほか、「持続可能な大会」とすることを目指し、現在、国も再検討を進めています。

【取組方策】

取組項目	概要
A 大会運営等の効率化	○ 県との連携により、大会の簡素・効率化に取り組むほか、主催する県、県内市町村、競技団体をはじめ、民間企業や関係機関等多様な主体との連携を図ります。 ○ 大会を契機に、スポーツにより得られる「健康」、「楽しさ」及び「喜び」を市民に広く周知することでスポーツへの気運の醸成を図るとともに、本市の魅力を広く発信することで、地域経済の活性化を目指します。 ○ 大会を通じて、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツへの参加機会の拡充とパラスポーツの周知拡大を図ります。

② スポーツツーリズムの推進

- スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等に大きな効果があるほか、スポーツを通じた地域経済の活性化により、経済の好循環に寄与するとされています。
- 第3期スポーツ基本計画で示された12の施策のうち、「7 スポーツによる地方創生、まちづくり」では、「全国各地で特色ある取組みを創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。」としています。
- 本市においても、健康都市こうふ基本構想に掲げる「まちの元気づくり」やKOFU NEXT ACTION に掲げるNEXT ACTION2「輝き栄えるまち」の2-2「四季折々の観光づくり」では、山のぼり・まち歩きを推進を図るとともに、自然・歴史・文化を最大限活かしたスポーツ・アウトドアによる観光振興とスポーツ・文化合宿等の誘致を進めるとしています。
- 本市では、日本遺産や甲武信ユネスコエコパークに認定されている「御嶽昇仙峡」や「信玄の湯 湯村温泉」等の主要な観光地において、民間事業者と連携した高付加価値化を進めています。
- また、富士山や南アルプスをはじめとした山々、湖、渓谷など四季折々の豊かな自然環境に囲まれ、首都圏からのアクセス性も良好であることから、スポーツ・アウトドア市場との親和性が高いエリアといえます。
- ランニングやウォーキングなどのスポーツイベントへの参加と開催地周辺の観光地とを組み合わせにより地域振興を図る「スポーツツーリズム」が認識され、近年、全国各地で集客増加を見込んだ地域活性化策が展開されています。
- 山梨県では、スポーツをビジネス資源として捉え、スポーツの活用により収益を生み出しながら地域経済の発展につなげることを目指し、令和4年4月に地域スポーツコミッション「やまなしスポーツエンジン」を設立しています。

【取組方策】

取組項目	概要
A スポーツツーリズムの推進	○ 武田の杜トレイルランニングレース実行委員会と連携し、令和7年度で15回目を迎える「武田の杜トレイルランニングレース」を今後も継続します。 ○ NEXT ACTION に従い、スポーツ・アウトドアや、昇仙峡アクティビティ※を活用した新たな観光振興事業の創出と、スポーツ・文化合宿等の誘致等の促進を図るなど、スポーツツーリズムを推進します。 ○ スポーツツーリズムの推進にあたっては、山梨県が設置している「やまなしスポーツエンジン」との連携を図ります。 ○ スポーツツーリズムの推進にあたっては、スポーツと観光・農業・文化との組み合わせや、デジタル技術を活用した、新たな分野の開拓・チャレンジを検討します。 ○ スポーツツーリズムの推進にあたっては、プロスポーツクラブをはじめ大学、市内観光業や飲食業、農業、物産等の様々な主体との連携強化を図ります。

※ 昇仙峡アクティビティ：アウトドアサウナ、マウンテンバイク、トレッキング、カヌー、クリーンアップハイク、ほうとう手打体験 等

(2) 地域スポーツの活性化

① 地域スポーツ活動の推進

- 第3期スポーツ基本計画では、スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つものであり Well-being の考え方にもつながるものとし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、「つくる/はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の3つの視点が必要であるとしています。
- 誰もがスポーツができる環境をつくるためには、スポーツをする、見るだけでなく、身近な地域でスポーツ施策を企画・展開していく人やスポーツ指導者など、スポーツを「ささえる」人材が重要な役割を担います。
- スポーツは、多くの人々を惹きつける魅力的なコンテンツであり、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりに結び付けることで、地域の活性化に貢献することが期待できます。
- スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等に大きな効果があるほか、スポーツを通じた地域活動により多様な交流や新たな視点が生まれるきっかけにもなります。
- 地域には運動・スポーツの無関心層が一定割合存在している状況にあり、これらの方を効果的に取込む必要があります。
- 各事業の実施にあたっては、社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え出すことが必要です。

取組項目	概要
A ライフスポーツ市民大会	○ 市民が、各々のライフステージに応じたスポーツに出会い、生涯にわたって運動・スポーツを楽しむためのきっかけとなること、また、スポーツによる共生社会の実現、市民の健康増進及び地域スポーツの振興に寄与することを目的に、全市的な規模の大会である、「ライフスポーツ市民大会」を実施します。
B 市民運動会事業（30地区）	○ スポーツを通じて、地域住民が「あつまり、ともに、つながる」こと及び地区の子どもから大人までの「誰もがアクセスできる」機会の創出を図るため、市民運動会を開催します。 ○ 近年参加者数が減少傾向にあることから、既存の仕組みに囚われず、各地区のニーズを踏まえた柔軟な見直し・改善を図る中で、多くの市民に参加してもらうことを目指します。
C 市民スポーツ祭事業（地区大会、ブロック大会）	○ 精神的充足、楽しさ・喜び等の側面を持合わせたスポーツの果たす力により、地域社会の結びつきを強め、地域の活力の維持向上を図るため、「市民スポーツ祭」を実施します。 ○ 市民スポーツ祭は、市内を4ブロックに分け実施する「地区ブロック大会」と地区ブロック大会の出場チームを決定するための予選会を市内30地区で実施します。
D ライフスポーツ推進事業	○ いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できるライフスポーツ（歩け歩け・モルック・ふらば〜るバレーボール・軽スポーツ等）の普及と推進に努め、市民の健康増進とライフパフォーマンスの向上及び地域スポーツの振興を図る「ライフスポーツ推進事業」を実施します。
E 生涯学習事業との連携	○ 市内公民館で実施している公民館事業や歴史・文化イベントなどの生涯学習事業の中に、スポーツや運動プログラムを取り入れることを推進します。
F 担い手の育成	○ 身近にスポーツに親しむことができる地域スポーツを支えるために、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等の関係機関と連携し、各地区のスポーツ施策を企画・展開していく人材や指導者などの担い手育成に努めます。

② プロスポーツとの連携

- 本市には、サッカー（ヴァンフォーレ甲府）やバスケットボール（山梨クィーンビーズ）などのプロスポーツチーム・アスリートが活動拠点を置いており、年間を通してそれらのハイレベルな試合を観戦することができます。
- 多くの人にとって、スポーツを「みる」ことは最も手軽で身近なスポーツとの関わり方であり、プロスポーツの試合やイベント等を通じて、スポーツを「みる」、「ささえる」ことの楽しみや喜びを感じてもらうことが期待できます。
- 競技レベルの高いプロスポーツ等の試合を観戦することにより、その醍醐味を直接肌で感じることができ、観戦者に夢や感動を与え、スポーツへの関心や意欲を高めることが期待できます。
- プロスポーツチームやアスリートの持つ情報発信力との連携により、本市の更なる魅力の向上、市民としてのアイデンティティの形成、甲府への愛着・誇り（シビックプライド）の醸成に大きく寄与することも期待できます。
- スポーツ庁では、「日本らしいスポーツホスピタリティ※」を取入れたスポーツ・健康まちづくりの全国展開等を通じ、「誰もが気軽にスポーツに親しみ、その価値を実感できる、活力ある、絆の強い社会を実現する」ためスポーツ産業の成長促進事業「スポーツホスピタリティ推進事業」を実施しています。
- 新たな観戦スタイルや特別な体験等を通じ、スポーツ観戦客に対して高い付加価値を提供する「スポーツホスピタリティ」は、周辺産業への経済効果の波及・地域活性化などの社会的価値の向上が期待されます。

取組項目	概要
A スポーツホスピタリティの普及	○ 他都市の事例等を調査・研究する中で、地域のプロスポーツクラブと連携しながらスポーツホスピタリティを推進します。
B スポーツに触れる機会の創出	○ プロチーム・アスリートのプレーを観ることを通じ、スポーツに対する憧れや興味を育み、スポーツへの関心を高めていくことを目的に、「甲府市サンクスデー」の市民招待や関連情報の提供を行います。 ○ 県内市町村との連携により、スポーツ大会やイベントの情報を広く周知し、「みる」スポーツの普及を促進することで、スポーツ参画人口の拡大に取組みます。
C トップアスリートや多様な団体との連携	○ トップスポーツクラブ等と連携・協力し、チームの知名度や情報発信力を活かしたスポーツイベントを実施します。 ○ プロスポーツクラブが行う地域活動やスポーツイベント等の情報発信を通じ、スポーツクラブの認知度の更なる向上、サポーターの拡大や市民がスポーツを楽しむことのできる機会の創出・拡大を図ります。 ○ 民間事業者等との連携により、県内を訪れるトップアスリートや本市出身のアスリートと地域住民とが交流する機会を設けて、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。 ○ プロスポーツを通じて県内市町村との交流を深め、スポーツによる地域間連携を強化していきます。（ホームタウン連絡会議）

※ スポーツホスピタリティ：「する・みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般を示す概念。

基本方針4 スポーツ施設の再配置

■ 施策の方向性

スポーツ基本法では、市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備と運用改善に努めるとともに、施設の安全確保、障がい者等の利便性の向上を図るとしています。

施設の老朽化、財政の制約、人口減・少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に応じ、計画的なマネジメントの下で、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる場の量的・質的な充実が求められています。

本市では、甲府市公共施設等総合管理計画（平成 28（2016）年策定）に基づき、公共施設等マネジメントの観点から、施設総量の適正化、施設の長寿命化及び PPP/PFI の導入等による整備と管理運営の効率化に取り組むとしています。

（1）対象施設

No	施設名称	所在地	運営形態	配置形態	避難所指定
1	学校施設（体育館・グラウンド・柔剣道場・テニスコート）	市内全域	直営	単独	○
2	緑が丘スポーツ公園	緑が丘 2 丁目 8 番 1 号	指定管理	単独	○
3	青葉スポーツ広場	青葉町 19 番 1 号	指定管理	単独	○
4	東下条スポーツ広場	東下条町 243 番地 1	指定管理	単独	-
5	中道スポーツ広場	下向山町 946 番地	直営	単独	○
6	旧相生小学校 （南庁舎体育館・多目的広場）	相生 2 丁目 17 番 1 号	直営	複合	○
7	旧穴切小学校 （西庁舎体育館・グラウンド）	宝 2 丁目 8 番 19 号	直営	複合	○
8	旧富士川小学校グラウンド	中央 3 丁目 3 番 1 号	直営	複合	○
9	旧上九一色小学校 （体育館・グラウンド）	古閑町 1321 番地	直営	複合	-

① 学校施設（体育館・グラウンド・柔剣道場・テニスコート）

- 本市では、甲府市立学校校舎等使用料条例（昭和 23 年 4 月 20 日条例第 6 号）、甲府市立学校校舎等使用料条例施行規則（昭和 35 年 11 月 25 日教委規則第 6 号）、甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則（昭和 51 年 3 月 31 日教委規則第 6 号以下「条例等」という。）に基づき、社会体育の普及振興のため、市立の小学校、中学校、高等学校及び専門学校の施設を学校教育に支障のない範囲で開放しています。
- 令和 5 年度の利用件数実績は、小学校が 17,073 件、中学校が 4,835 件、甲府商業・商科専門が 302 件、合計 22,210 件、延べ 561,648 人の方に利用されていますが、アンケート結果では全体の 7.7%の方のみの利用に留まっており、一部のリピーターの方による利用が多い状況にあります。
- 学校施設の開放にあたっては、甲府市学校施設スポーツ開放利用運営要綱（昭和 51 年 4 月 1 日教委第 1 号）の規定に基づき、地区スポーツ協会の役員を中心とした「学校施設等スポーツ開放利用運営委員会（24 委員会:以下「運営委員会」という。）」を設置しているほか、条例等に基づき、管理指導員（39 名）を配置する中で、管理運営を行っています。
- 管理指導員は、平日・休日、昼夜を問わず、施設開放がある際には、自宅にて鍵の貸し出しを行っていただく時間的な拘束があり、管理指導員の高齢化や担い手不足が深刻な課題となっています。
- 体育館や屋外照明に使用される HID、ハロゲンランプは、2023（令和 5）年度末に生産が終了し、蛍光灯（直管・丸型・ツイン）や点灯管についても、2026（令和 8）年 9 月末に受注が終了し、翌 2027（令和 9）年 9 月末に生産が終了することが、令和 5 年 11 月に開催された「COP5（水俣条約第 5 回締約国会議）」において決定しているため、照明設備の LED 化に着手することが急務となっています。
- 屋外照明施設は、令和 2 年に実施した「社会体育用夜間照明施設 LED 化整備事業」により、LED 化が完了（商業・商専を除く）していますが、HID、ハロゲンランプは、2023（令和 5）年度末に生産が終了していることから、体育館や一部屋外照明の早期 LED 化が必要です。
- 屋外トイレや防球ネットの老朽化が進んでいることから、計画的な更新が必要です。
- 外部評価委員会等において、学校開放運営委員会と学校管理指導員の役割について業務が共通しているため、統合すべきであると改善するよう指摘があります。

② 社会体育施設

- 本市では、甲府市スポーツ広場条例（昭和 52 年 3 月 29 日条例第 9 号）、同条例施行規則（昭和 52 年 3 月 29 日教委規則第 2 号）、甲府市都市公園条例（昭和 32 年 12 月 26 日条例第 52 号）、同条例施行規則（昭和 35 年 11 月 7 日規則第 44 号）及び甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設管理運営規則（昭和 63 年 3 月 31 日教委規則第 8 号）（以下「条例等」という。）に基づき、スポーツ施設を開放しています。
- 緑が丘スポーツ公園の有料運動施設、青葉スポーツ広場及び東下条スポーツ広場の管理には、指定管理者制度を導入し、中道スポーツ広場は直営で運営しています。
- 旧小学校（相生・穴切・富士川）は、学校施設と同様に運営委員会（3 委員会）を設置するとともに、管理指導員 3 名を配置しています。
- 令和 5 年度の利用件数実績は、緑が丘スポーツ公園が 12,403 件、その他施設が 3,503 件、合計 15,906 件、延べ 121,773 人の方に利用されており、アンケート結果では全体の 23.5%の方が利用していると回答していただきましたが、平日昼間の利用が低稼働であることが課題となっています。

- いずれの施設も設置から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから計画的な整備が必要となっていますが、各施設の修繕には膨大な費用が必要となることから、施設全体の早急な改修等は困難な状況にある一方、利用者からは、利便性の向上を図るための施設改修を求める声が寄せられています。
- 施設内にある植栽の高木化が進んでいることから、定期的な剪定（低木化）や伐採が必要です。
- 緑が丘スポーツ広場については、別途「甲府市緑が丘スポーツ公園再整備計画」を策定のうえ、計画的な改修を検討していくこととしています。

③ その他施設

- 市内には、小瀬スポーツ公園、飯田野球場及び緑が丘スポーツ公園体育館等の県有施設や、大学（山梨大学・山梨県立大学・山梨学院大学・山梨英和大学）のスポーツ施設のほかにも民間事業者が運営する屋内プールやフィットネスクラブなどが点在しています。
- 競技スポーツだけでなく健康づくりのための運動を含めて身近にスポーツができる都市公園などのオープンスペースも市内に点在しています。
- スポーツ施設の更なる拡充が求められる一方、都市計画、建築、公園等の法制限等により、整備可能な用地は限られていることから、持続可能なスポーツ環境を確保し、充実させていくためには、市有のスポーツ施設だけでなく、他部局が所管する施設、県有施設、大学施設及び民間スポーツ施設などの既存ストックの活用について連携していくことが必要です。

（２）取組方策（公共施設等マネジメントの推進）

甲府市公共施設等総合管理計画（H28.3 策定）等に基づき、施設総量の適正化、計画的な保全による施設・設備の長寿命化及び管理運営の効率化を推進し、施設・設備の安全性と快適性の維持に努めます。

取組項目	概要
① 施設総量の適正化	○ 学校体育施設がより多くの市民に活用してもらえるよう、利用形態や時間帯などの運営の改善を図ります。 ○ 低利用となっている旧上九一色小学校のグラウンド及び体育館の機能廃止を進めます。 ○ 北部幼児教育センターの芝生広場や、リサイクルプラザのプール、勤労福祉センター体育館及び健康の杜センター（アネシス）のトレーニングルーム等、他部局が所管する施設の有効活用を検討します。 ○ スポーツ施設は、専門的な競技施設としての機能を維持することを基本とし、再整備にあたっては、多目的・多用途に利用できる汎用性の高い施設に再整備します。 ○ 再整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した整備を行うとともに、災害発生時における施設の有効活用を見据え、グリーンインフラやフェーズフリーに配慮した整備を行うほか、ゼロカーボンシティの実現に資するGXを推進します。 ○ 都市公園や河川等の自然空間の利用に係るパークマネジメント部署と連携し、スポーツにアクセスできる環境向上に努めます。 ○ 市有のスポーツ施設だけでなく、県有施設、大学施設及び民間スポーツ施設などの既存ストックにより賄うことができる機能を最大限共有できるよう、多様な主体との連携強化によ

	り持続可能なスポーツ環境の確保・充実を図ります。 ○ 緑が丘スポーツ公園の再配置にあたっては、別に策定している「緑が丘スポーツ公園再整備計画」との整合性を図り、施設総量の最適化を図ります。 ○ 学校施設の再整備にあたっては、学校施設環境改善交付金の活用を検討します。
② 施設の長寿命化	○ 現有施設の利活用を図り、耐震化、バリアフリー化を中心に改修工事を年次的に進め、スポーツ施設の機能向上を図ります。 ○ スポーツだけでなく、地域や家族ぐるみの多様な活動にも配慮し、利用者にとって魅力的な施設となるような環境整備に努めます。 ○ 「甲府市自主点検マニュアル」に従い、毎月の日常点検と、半年に1度の定期点検を実施するほか、定期的な樹木点検を実施し、市民の安全確保に向けた予防保全を徹底します。 ○ 指定管理者モニタリングマニュアル等に従い、定期的に利用者の満足度調査を実施する中で、市民ニーズを把握しながら、今後の施設の配置や必要となる機能等を検討します。 ○ 甲府市学校施設長寿命化計画との整合性を図り、学校施設の長寿命化を進めます。
③ 管理運営の効率化	○ 「使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方」に基づき、受益者負担の原則の観点から、利用者と非利用者との間に不均衡が生じることの無いよう、施設利用料及び照明使用料を随時見直します。 ○ 整備にあたっては、各種補助金や交付金の活用を図るほか、クラウドファンディング等による新たな財源確保に努めます。 ○ 再整備にあたっては、イニシャルコストに捉われることなく、整備後の維持管理、更新費用及び解体費までを見据えたLCC縮減と平準化の観点から再整備を行います。 ○ 本市スポーツ施設や学校施設にAED（自動体外式除細動器）を配備し定期点検を行うとともに、施設管理者等がAEDを適切に使用できるよう、関係者の普通救命講習受講を推進します。 ○ 利用運営委員会の施設の予約・日程調整業務や、管理指導員による鍵の貸出し業務等の効率化を図るため、ICTの活用やDXの推進など効率的かつ持続可能な管理運営に向け調査研究を進めます。 ○ 施設の稼働情報や利用情報の一元化、利用者のモニタリング結果等の情報を集約する中で、施設の管理運営を包括した「包括管理委託」の導入可能性について調査研究を進めます。 ○ スポーツ課が所管する施設（中道スポーツ広場・旧富士川小学校）の管理運営の効率化に向け、民間連携の導入可能性を調査します。

第 5 章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、本市とともに、今後のスポーツ施策を展開していくうえで中心となるスポーツ協会、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブそれぞれが役割を担いながら、相互に連携して取り組むものとします。

(1) 市の役割

本計画を策定し、計画に基づく事業の実施及び進捗管理、他所管・関係団体との調整を行います。
指定管理者と連携し、スポーツ施設の整備・安全確保を行います。

(2) 甲府市スポーツ協会の役割

- 本市における各種体育・スポーツ団体を統括しアマチュアスポーツを振興し、市民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的として設立された甲府市スポーツ協会（昭和 24 年 9 月設立、令和 2 年 4 月名称変更）は、本市スポーツ施設の管理運営や、次の事業を行う中で幅広いスポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めています。

- ア 生涯スポーツの振興を図ること。
- イ 競技力の向上を図ること。
- ウ 地区スポーツ協会及びスポーツ団体の強化・発展と相互の連絡・融和を図ること。
- エ 市民体育大会・スポーツ大会・講習会等スポーツに関する各種事業を実施すること。
- オ スポーツ少年団を育成すること。
- カ スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること。
- キ スポーツ活動の宣伝啓発を図ること。
- ク 公益財団法人山梨県スポーツ協会の加盟団体として必要な事業を行うこと。
- ケ その他上記目的を達成するために必要な事業。

(3) スポーツ推進委員の役割

- スポーツ推進委員は、スポーツ基本法の第 32 条第 2 項に基づき、甲府市教育委員会が委嘱するもので、甲府市スポーツ推進委員に関する規則（昭和 37 年 4 月 1 日規則第 3 号）に基づき、次の職務を行うなかで、地域のスポーツ団体や関係団体との連携を図り、地域の中でのコーディネーターとしての役割を担っています。
(定数 60 人以内、令和 6 年度末現在 37 名)

- ア 市教育委員会が行うスポーツの推進のための事業に協力すること。
- イ 市民一般のスポーツの推進についての理解を深めること。
- ウ 市民の求めに応じ、スポーツの実技の指導を行うこと。
- エ スポーツ活動促進のため、組織育成を図ること。
- オ スポーツ団体の行うスポーツの推進のための事業に関し、求めに応じ協力すること。
- カ 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のため指導及び助言を行うこと。

(4) 総合型地域スポーツクラブの役割

- スポーツ基本法の第 21 条で規定されている「総合型地域スポーツクラブ」は、身近な場所でいつでも、また、子どもから高齢者、障がい者まで、誰でも気軽にスポーツや文化活動を楽しめる場として、地域住民等が主体となって運営するものとされており、地域スポーツや地域コミュニティの中心としての役割を担っています。

- 国及び JSPO は、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を開始し、制度を通じて、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取組を促進するとしています。
- 総合型地域スポーツクラブが、より公益性の高い社会的な仕組みとして永続的に充実した活動が行えるよう、2022（令和 4）年度から登録・認証制度が開始されたことから、総合型クラブの運営方法など質的向上を図り、地域スポーツを推進する体制を充実していく必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブは、身近な場所で、いつでも、誰でも気軽にスポーツができる場であり、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）特徴を持ち、地域スポーツや文化活動の中心となる存在です。
- 本市の総合型スポーツクラブは、ヴァンフォーレススポーツクラブ、U-sportsclub 及びバスケットボールスターズの 3 団体です。（令和 6 度末現在）

【スポーツ基本法抜粋】

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第 21 条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

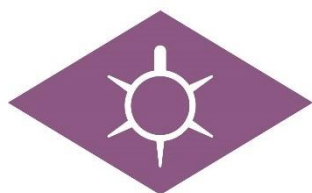
第 22 条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（５）取組方策

取組項目	概要
A スポーツ協会との連携	○ 競技団体の育成強化を図ります。 ○ 競技力向上の推進（指導者の育成強化）を図ります。 ○ 生涯スポーツを推進します。（イベント・教室の開催、啓発事業、広報活動の充実） ○ 地域スポーツの充実を図ります。（市民運動会、市民スポーツ祭、ライフスポーツ推進事業） ○ スポーツ大会を開催します。（市民体育大会・ライフスポーツ市民大会等） ○ スポーツ少年団の育成強化に努めます。（指導者講習会、母集団講習会） ○ 共済事業の充実を図ります。（なぎなた教室、太極拳教室、ヨガ教室、バスケットボール教室、ゴルフ教室、ラージボール卓球教室、ポッチャ体験教室 等）

	○ 協会自主事業の実施を支援します。（サッカー教室（子ども・大人）、テニス教室、ソフトテニス教室、弓道教室、野球教室、スポーツフェスティバル 等）
B スポーツ推進委員との連携	○ 地域スポーツ活動の推進役を担うスポーツ推進委員の活動の充実を図るため、研修会等への参加を促進し、市民の多様なニーズに幅広く対応できる知識の習得や指導力の向上を図ります。 ○ スポーツ推進委員が地域のスポーツに対するニーズや価値観の多様化に応え、地域スポーツのコーディネーターとして活動できるよう、様々な情報共有を行います。 ○ 地域スポーツの一層の推進を図るため、現在の欠員状態を解消すること及び若い世代の増員を図るなど、活動をより多様化させるための取組みを支援します。 ○ 県の研修会や関東研究大会、全国研究協議会等への参加を支援します。 ○ スポーツ推進委員の活動の周知徹底、PR に努めます。 ○ スポーツ推進委員との連携により、地域クラブ活動の効率化を図ります。
C 総合型地域スポーツクラブとの連携	○ 総合型地域スポーツクラブとの連携により、地域クラブ活動及び施設運営の効率化を図ります。 ○ クラブ設立を希望する団体に対しては、県と連携し、クラブの概要・理念・運営方法等の指導・助言、育成アドバイザーの派遣等を支援します。 ○ 広報活動や指導・助言を行うなどクラブの設立を支援します。 ○ 総合型クラブと行政の連携を目的とした情報交換会・研修会を開催し、総合型クラブの相互理解や質的向上に取り組めます。 ○ 各クラブの認知度向上に向けて、市ホームページ等で情報発信を行うなどクラブの安定的な運営に関する支援を行います。 ○ 市有施設における総合型地域スポーツクラブの夜間照明施設使用料を減免（無料化）し、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。



人・まち・自然が共生する未来創造都市甲府

（仮称）第2期 甲府市スポーツ推進計画（素案）

甲府市教育委員会

住所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-223-7325（教育委員会 生涯学習室 スポーツ課）

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp>
